
第7期東浦町高齢者福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

東 浦 町 民 憲 章

(昭和54年3月6日制定)

- 思いやりと感謝の気持ちで
すなおな心の人となります。
- きそく正しい生活で
健康なからだをつくれます。
- 家族が力を合わせて
明るい家庭をつくれます。
- 緑豊かな自然と
やすらぎのある郷土をまもります。
- しあわせを願い
みんなで調和のあるまちをつくれます。

第7期東浦町高齢者福祉計画

目 次

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景	1
II 計画の位置付け	2
III 計画の期間	3

第2章 高齢者の現状と推計

I 高齢者の現状と推移	
1 人口・高齢化率の推移	4
2 人口構造	7
3 介護認定者数の推移	8
4 世帯状況等	10
II 将来推計	12

第3章 基本的な考え方

I 基本理念	15
II 基本目標	16
III 計画の体系	20

第4章 施策の展開

I 基本目標1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実) ..	21
(1) 高齢者福祉サービスの充実	22
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	22
(3) 介護予防の推進	23

(4) 地域ぐるみの生活支援の推進	23
(5) 認知症支援施策の推進	24
(6) 医療と介護の連携体制の構築	24
(7) 地域ケア会議の活用	25
(8) 高齢者の権利を守る支援の充実	25
(9) 安心・住みよいまちづくりの推進	26

Ⅱ 基本目標2 いきいきと活動するために

(生きがいくつりと社会参加の促進)	27
(1) 老人クラブの支援	27
(2) 老人憩いの家の運営	27
(3) シルバー人材センターの支援	28
(4) 生がいき活動の推進	28

Ⅲ 基本目標3 介護が必要になっても安心して暮らせるために

(介護保険事業の充実)	29
(1) 介護保険サービスの推進	30

第5章 計画の推進に向けて

Ⅰ 計画の推進体制	31
Ⅱ 関係者・関係団体との連携	32
Ⅲ 住民協働によるまちづくり	32

資料編

Ⅰ 施策別実施状況	33
Ⅱ 用語解説	77
Ⅲ 東浦町高齢者福祉推進協議会運営規則	87
Ⅳ 東浦町高齢者福祉推進協議会委員名簿	89

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景

平成28年10月1日現在の日本の65歳以上の高齢者人口は、約3,459万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は、27.3%となり、今までに経験したことのない超高齢社会となっています。

また、今後も高齢者人口は増加し、平成54(2042)年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じるが高齢化率は上昇すると推計されています。（平成29年内閣府高齢者白書から引用）

本町の高齢者人口も年々増加し、平成29年10月1日現在12,521人、高齢化率24.8%となっており、全国平均を下回るものの、高齢化が進んでいます。

高齢者数の増加はひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加につながるものであり、高齢者が安心して健康で暮らせる環境づくりのために、高齢者福祉施策をさらに充実させていくとともに、新たな課題やニーズに対応するための体制づくりが必要となります。

国においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、要介護者等への包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを引き続き進めることとしています。地域包括ケアシステムは、「生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」と定義されます。

本町においても、この方向性に沿い、認知症高齢者をはじめとした生活支援が必要な方を地域全体で見守る体制の構築や、単身・重度の要介護者等が安心して生活していくための支援等をさらに進めていく必要があります。

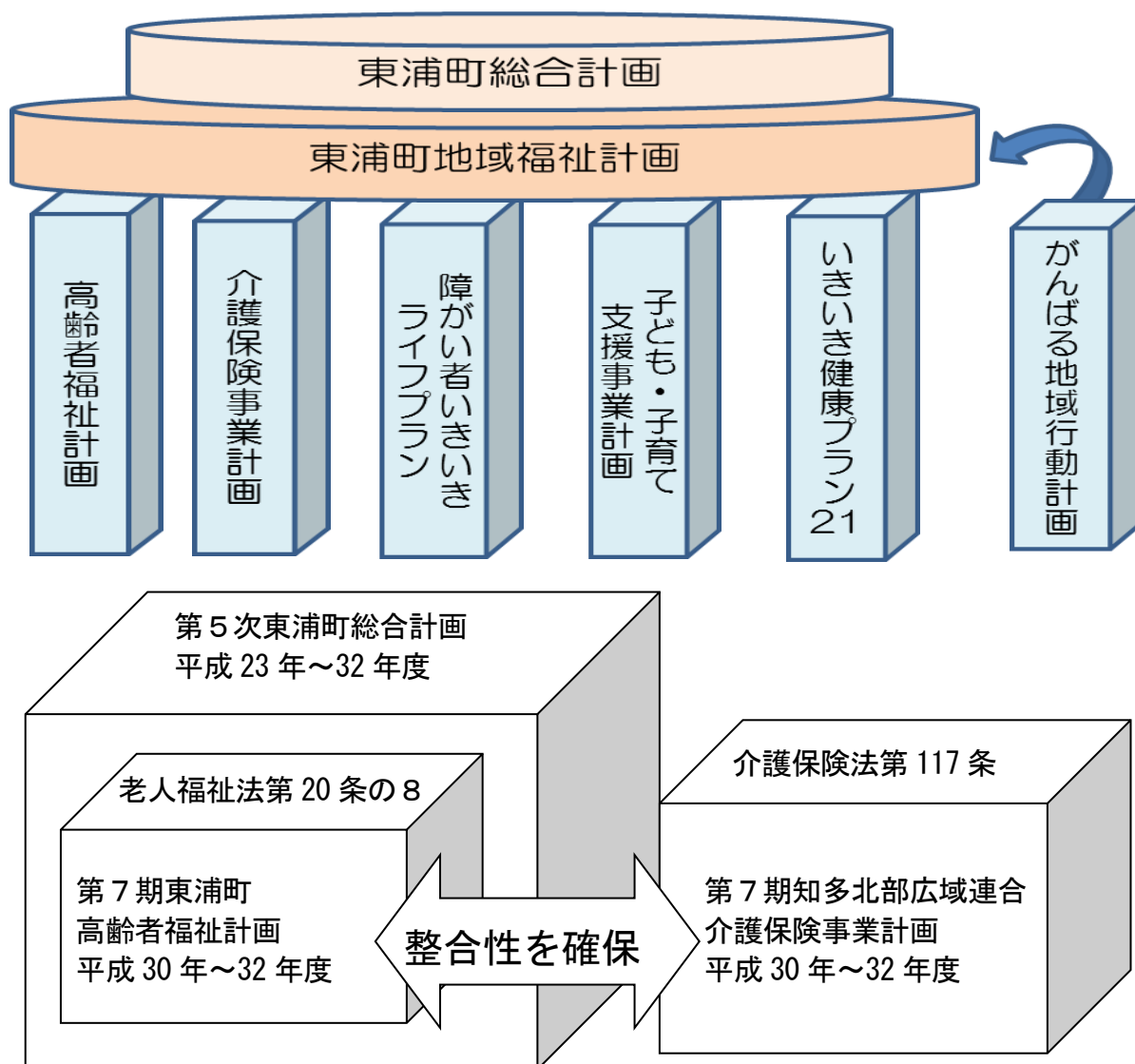
このような背景のもと、これまで以上に充実した高齢者福祉施策の実現を目指し、平成30年度から平成32年度を期間とする第7期東浦町高齢者福祉計画を策定することとしました。

Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第5次東浦町総合計画を上位計画としています。

また、平成27年度に策定した「東浦町地域福祉計画」は東浦町の地域福祉を包括的に定める計画であり、他の分野別計画と連携を図るもので、高齢者福祉計画の上位計画にもなります。

なお、介護保険法第117条の規定に基づき市町村が定める介護保険事業計画は、知多北部3市1町（東海市、大府市、知多市及び本町）で構成する知多北部広域連合において策定され、本計画はこの知多北部広域連合介護保険事業計画との整合性を図っています。



Ⅲ 計画の期間

本計画の計画期間は、介護保険事業計画との整合性を持たせるため、3年を1期として作成し、介護保険事業計画と同様に平成30年度から平成32年度までの3年間で計画期間とします。

また、本計画がその理念や目標に沿って効果的に実施されているかを継続的に把握するため、毎年度実施状況の点検・評価を行い、計画の推進に反映していきます。

年度 西暦 和暦 計画名		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
県	あいち健康福祉ビジョン 2020										
	愛知県高齢者健康福祉計画(第7期)										
町	東浦町総合計画(第5次)										
	東浦町総合計画(第6次)50年度まで										
	地域福祉計画										
	高齢者福祉計画(第4期)										
	高齢者福祉計画(第5期)										
	高齢者福祉計画(第6期)										
	高齢者福祉計画(第7期)										
	介護保険事業計画(第4期)										
知多 北部 広域 連合	介護保険事業計画(第5期)										
	介護保険事業計画(第6期)										
	介護保険事業計画(第7期)										
	介護保険事業計画(第8期)										

第2章 高齢者の現状と推計

I 高齢者の現状と推移

1 人口・高齢化率の推移

平成29年10月1日現在の本町の総人口は50,417人で、平成26年度の50,282人と比べると0.3%の伸びとなっており、ほぼ横ばいの数字となっています。

全国の総人口が平成17年に戦後初めて前年を下回り、その後横ばいを続けた後、平成20年から再び減少したのに対し、本町の人口は平成21年度においては、前年に比べ減少していましたが、その後はわずかながら増加に転じています。

平成29年度の本町の65歳以上の高齢者人口は12,521人で、高齢化率は24.8%と、高齢化率が20%を超えた平成23年度から毎年1.0%ずつ増加し、平成27年度から平成28年度にかけては0.5%増加しています。これは、全国の高齢化率27.3%よりは低いものの、愛知県の高齢化率24.2%よりも高く、高齢者人口は平成26年度の1.06倍となっており、高齢化は着実に進んでいます。

75歳以上の後期高齢者の割合は11.6%で、全国の13.3%より低いものの、平成26年に比べ1.14倍の増加となっており、これは高齢者全体の伸びより大きくなっています。（表1）

表1 人口・高齢化率の推移

区分	東 浦 町				知多北部 広域連合	愛知県	全国
年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成28	平成28	平成28
後期高齢者人口 (75歳以上)	5,128 人 10.2%	5,435 人 10.8%	5,724 人 11.4%	5,871 人 11.6%	35,801 人 10.5%	857,313 人 11.4%	16,908千人 13.3%
前期高齢者人口 (65～74歳)	6,622 人 13.2%	6,635 人 13.2%	6,633 人 13.2%	6,650 人 13.2%	42,657 人 12.5%	956,299 人 12.7%	17,683千人 13.7%
高齢者人口 (65歳以上)	11,750 人 23.4%	12,070 人 24.0%	12,357 人 24.5%	12,521 人 24.8%	78,458 人 23.0%	1,813,612 人 24.2%	34,591千人 27.3%
合 計(総人口)	50,282 人	50,238 人	50,419 人	50,417 人	341,820 人	7,505,526 人	126,933千人

資料：愛知県データは「愛知県ホームページ」全国データは「総務省統計局ホームページ」

（注）各年度末数値（平成29年度は10月1日現在数値）全国数値は平成28年10月1日現在数値

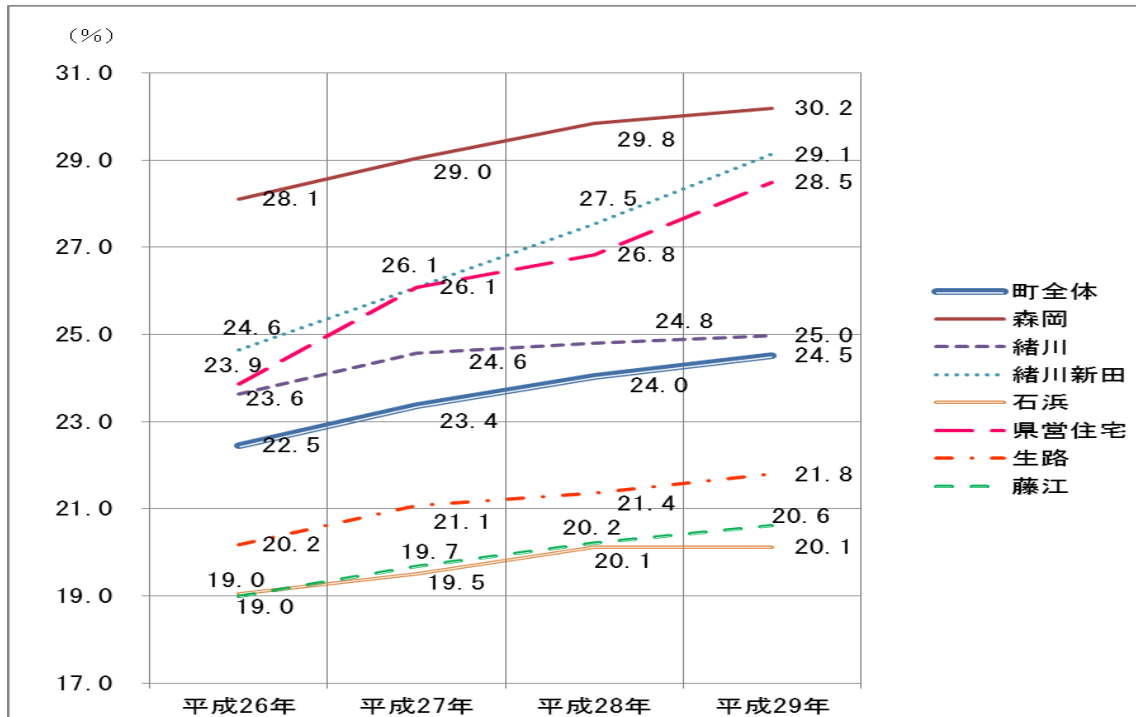
高齢化率を地域別にみると差があり、（表2）増加傾向にあります。（図1）後期高齢者の割合は、町全体で平成26年より1.6%増加し、さらに地域差がみられます。（図2）

表2 行政区別人口と世帯数

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)	0～14歳 (人)	15～64歳 (人)	65歳 以上 (人)	世帯数	高齢化率
森岡	3,777	3,842	7,619	1,009	4,312	2,298	3,073	30.2%
緒川	4,480	4,332	8,812	1,296	5,316	2,200	3,619	25.0%
緒川新田	3,908	3,940	7,848	795	4,767	2,286	3,049	29.1%
石浜	5,666	5,417	11,083	1,881	6,973	2,229	4,483	20.1%
県営住宅	1,026	1,178	2,204	307	1,269	628	935	28.5%
生路	2,853	2,792	5,645	816	3,599	1,230	2,181	21.8%
藤江	3,686	3,522	7,208	937	4,785	1,486	2,884	20.6%
合計	25,396	25,023	50,419	7,041	31,021	12,357	20,224	24.5%

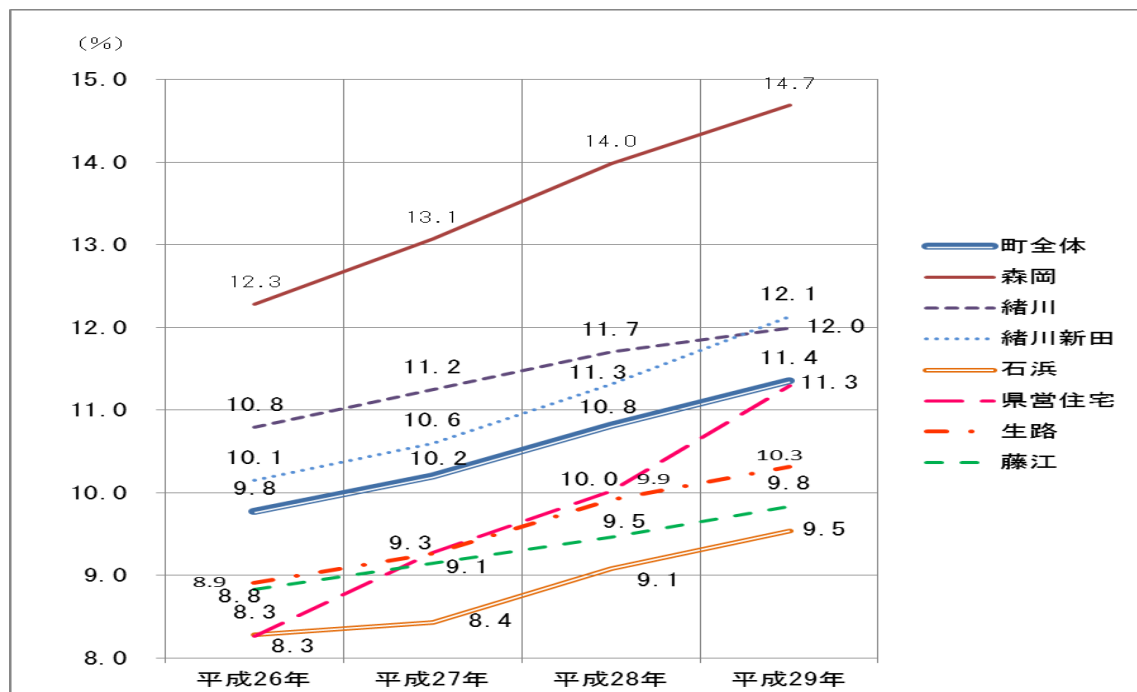
資料：「東浦町住民基本台帳」平成29年3月末現在

図1 行政区別高齢化率の推移



資料：「東浦町住民基本台帳」各年4月1日現在

図2 行政区別後期高齢化率の推移



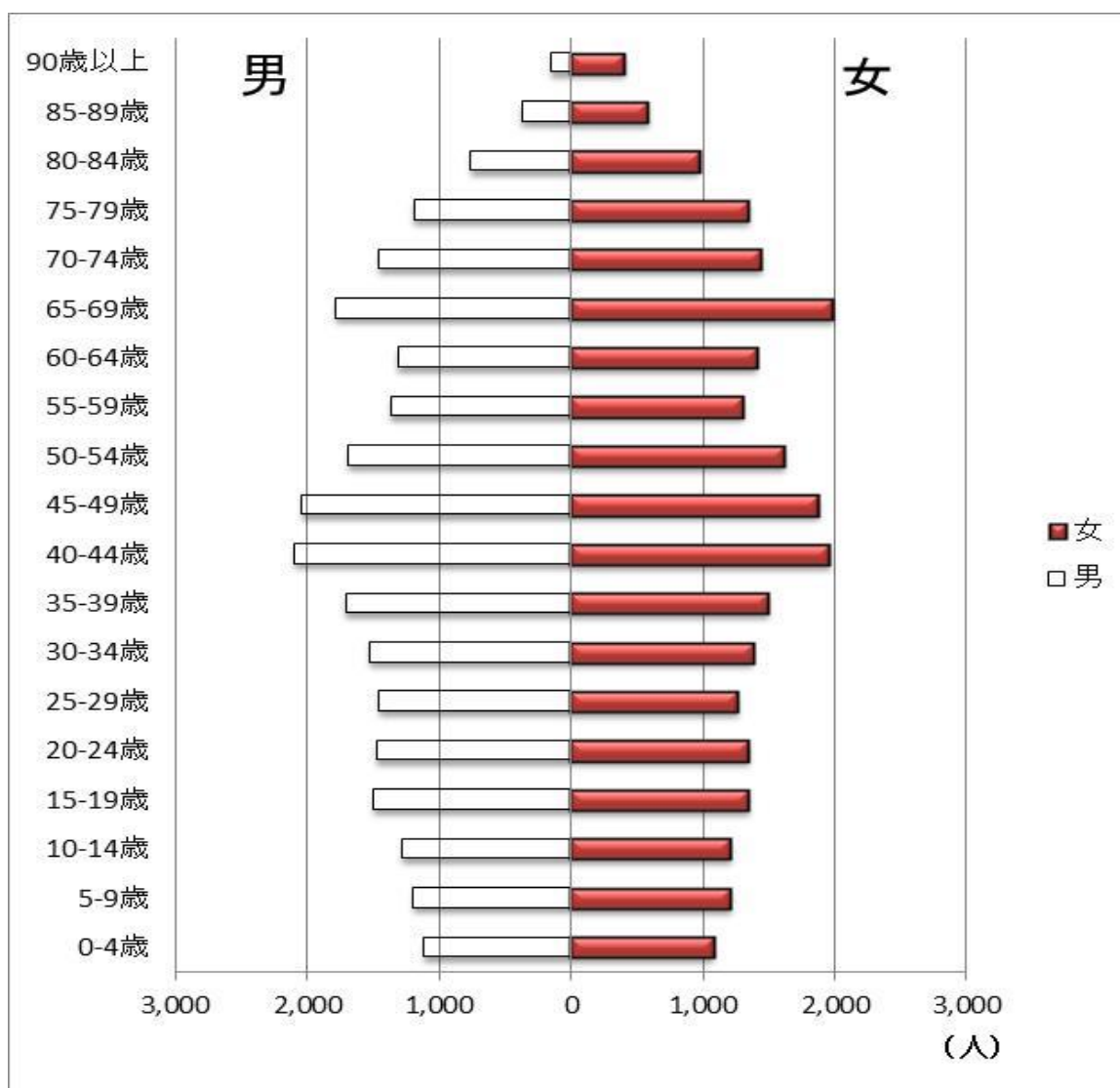
資料：「東浦町住民基本台帳」各年4月1日現在

2 人口構造

平成 29 年 3 月 31 日現在の 5 歳階級別の人口ピラミッドでは、40 歳から 49 歳までと 65 歳から 69 歳までの人口が多く、高齢者人口の男女比率は、全体では女性の方が高く、年齢が高くなるほどさらに女性の比率が高くなっています。

今後ますます高齢化が進み、介護保険制度もそれに対応できるよう整備していく必要があります。（図 3）

図 3 5 歳階級別人口ピラミッド

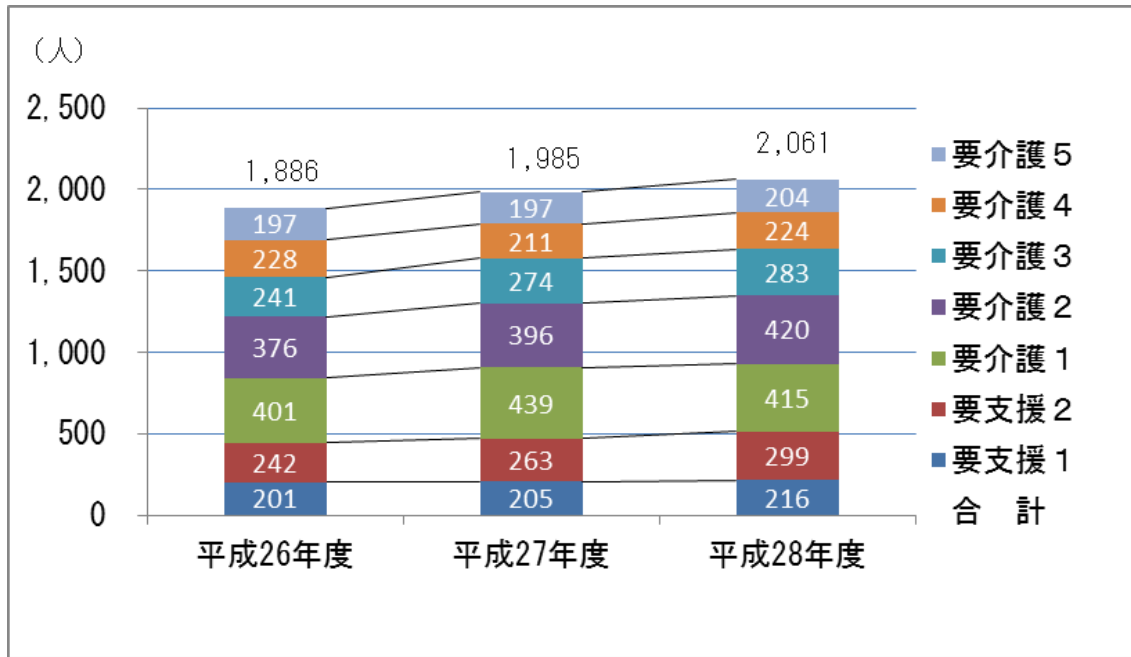


資料：「東浦町住民基本台帳」平成 29 年 3 月末現在

3 介護認定者数の推移

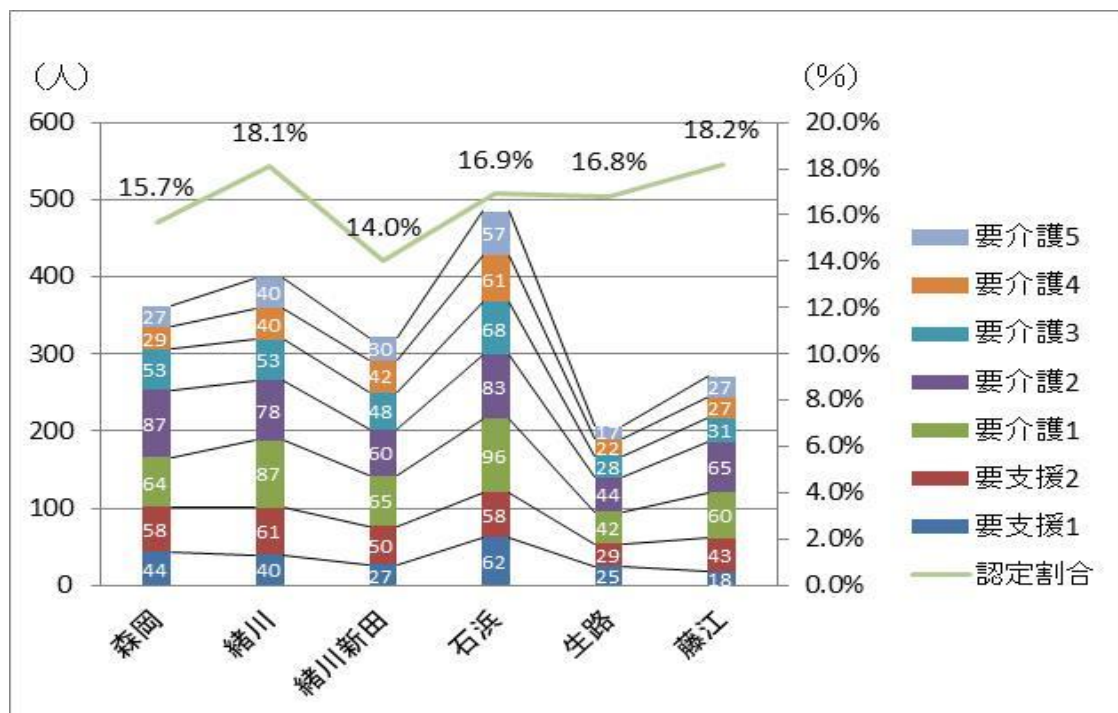
介護認定者数は増加しています。（図4）また地区別では、藤江・緒川地区の認定率が高くなっています。（図5）

図4 介護認定者数の推移



資料：「知多北部広域連合」各年度末現在

図5 地区別介護認定者数

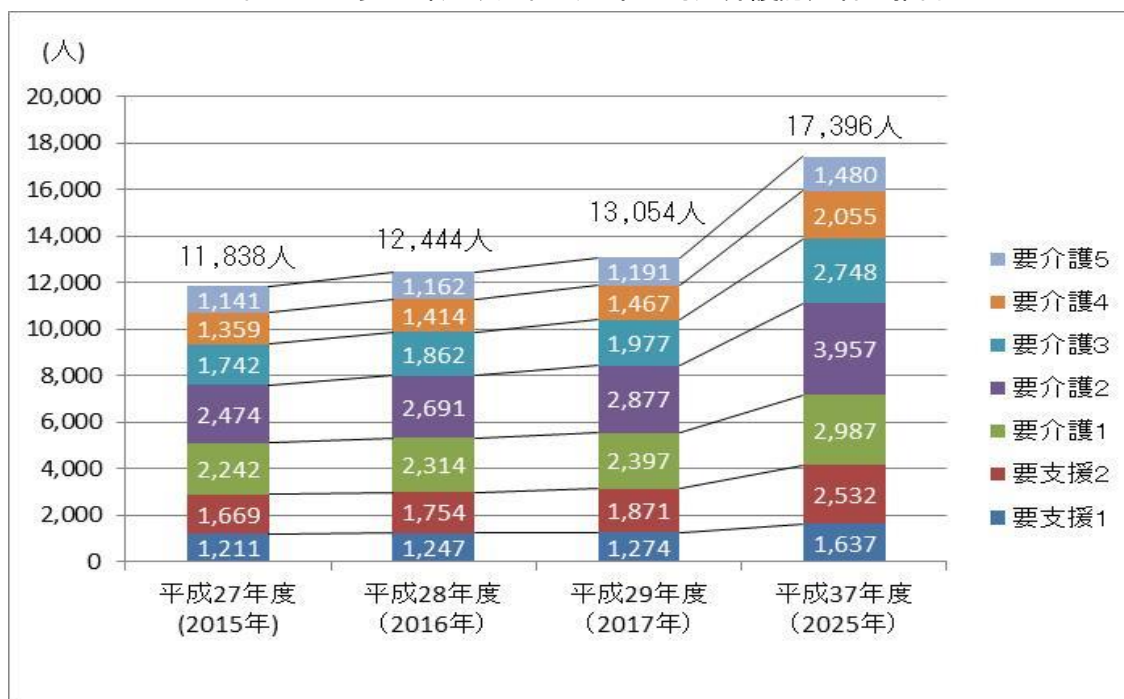


資料：「知多北部広域連合」平成29年4月1日現在

介護認定者数は年々増加しており、推計では平成 37（2025）年度には平成 29 年度の約 1.3 倍となっております。また要介護 2 の増加幅が大きく、平成 37（2025）年度には 3,957 人と平成 29 年度から 1,080 人の増加が見込まれます。（図 6）

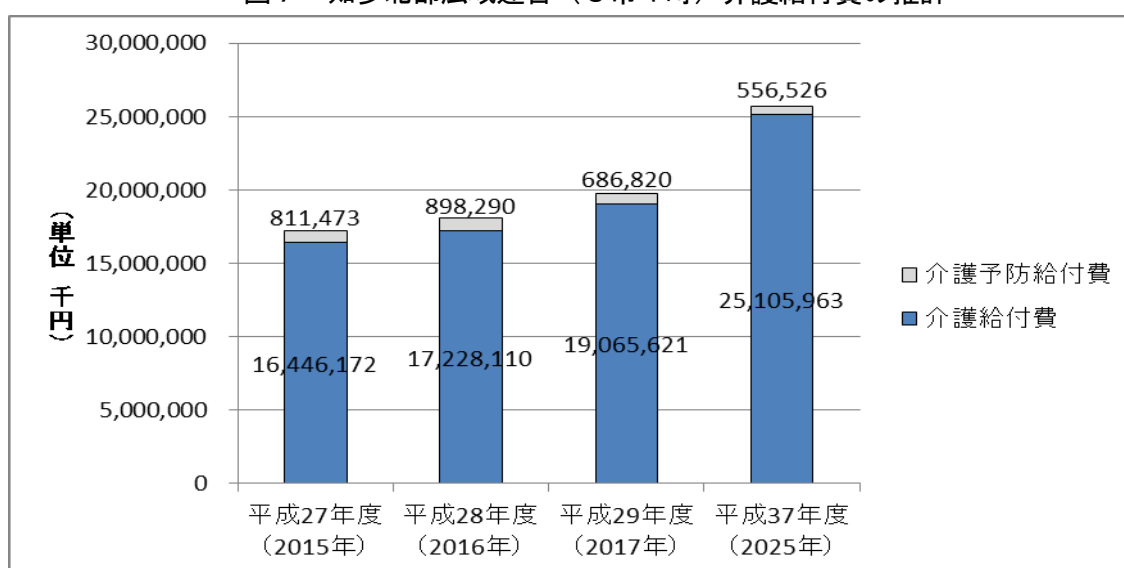
介護給付費には、事業対象者・要支援 1、2 の方が受ける介護予防給付費と要介護 1 以上の方が受ける介護給付費に分けられ、介護度の高い介護給付費が多くを占めていることが分かります。（図 7）

図 6 知多北部広域連合（3市1町）介護認定者の推計



資料：「知多北部広域連合第6期介護保険事業計画」

図 7 知多北部広域連合（3市1町）介護給付費の推計

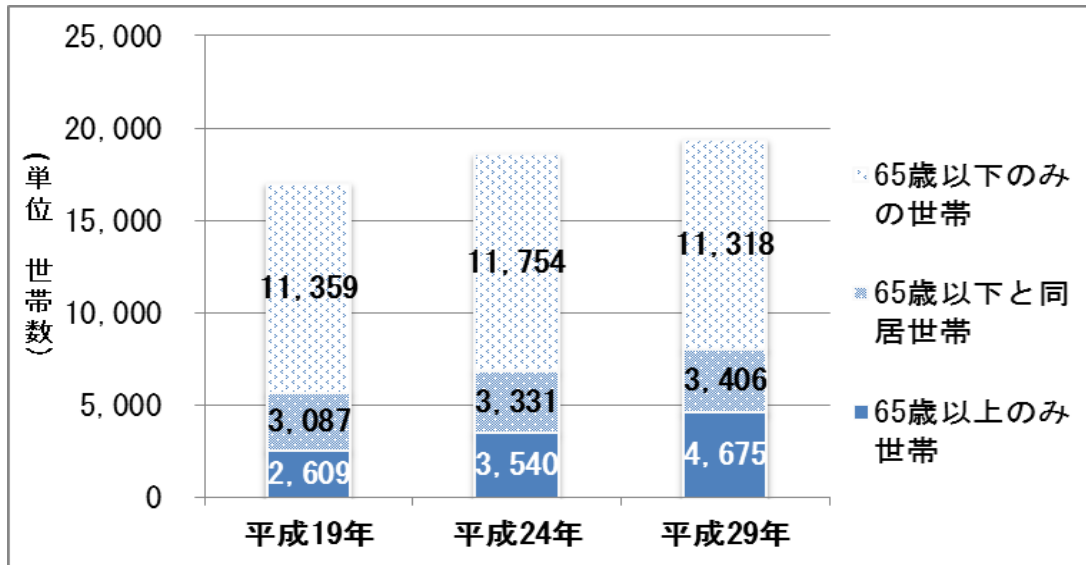


資料：「知多北部広域連合第6期介護保険事業計画」

4 世帯状況等

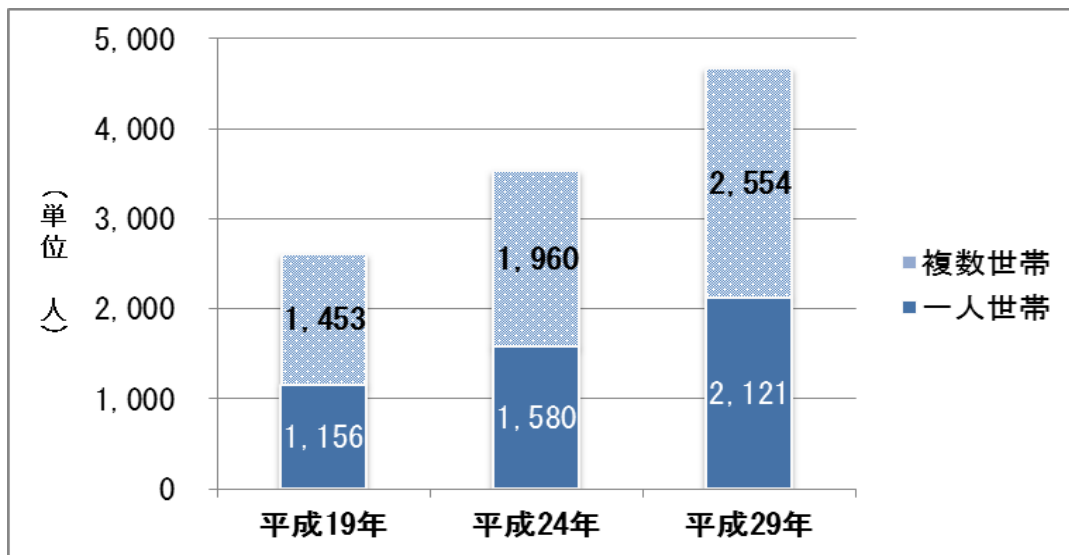
65歳以上のみ世帯の増加、65歳以上の一人世帯が増加しています。町のひとり暮らし・高齢者世帯向けサービスの増加が予測されます。（図8・図9）

図8 東浦町全体の世帯状況



資料：「東浦町住民基本台帳」

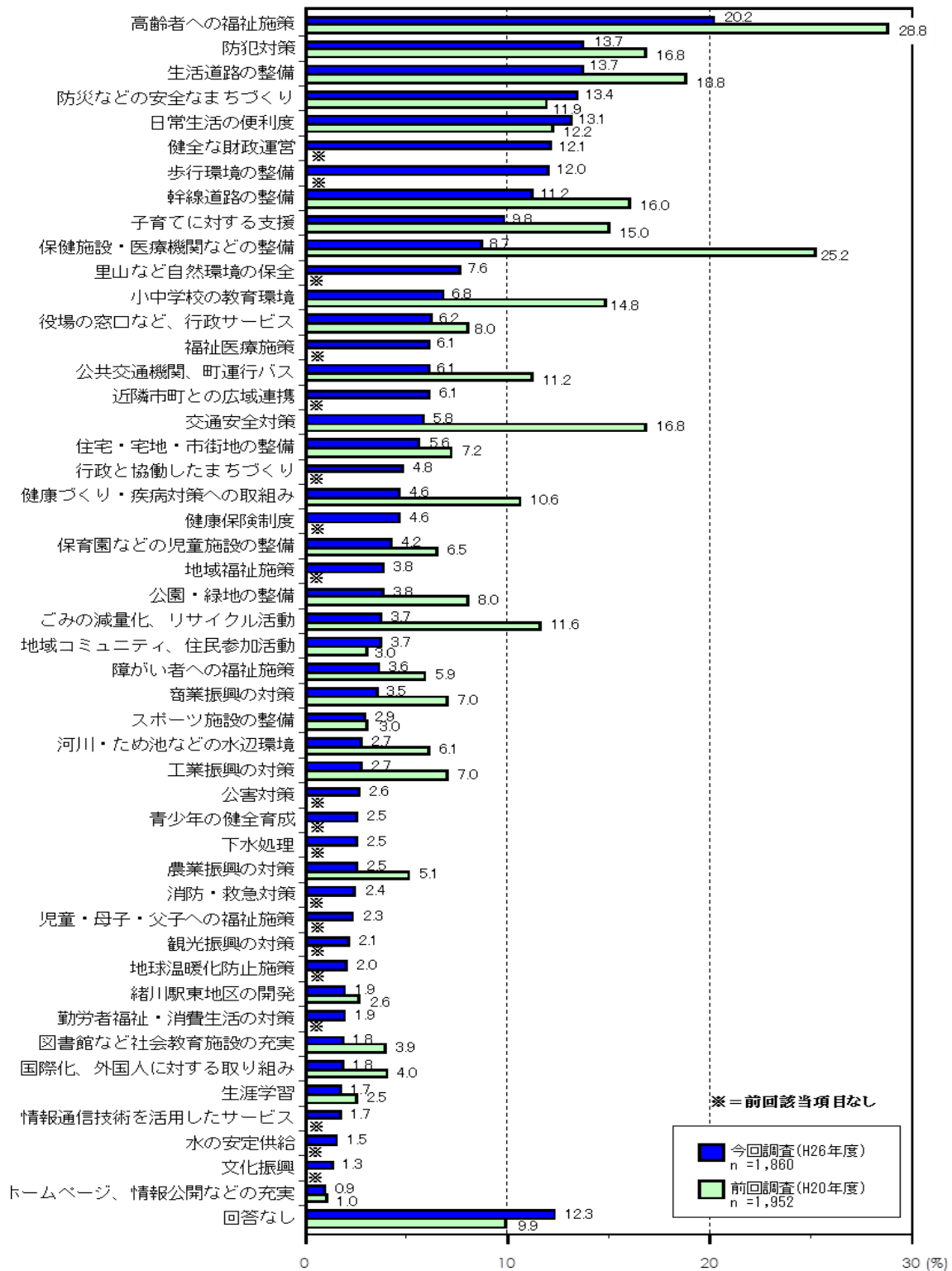
図9 65歳以上のみ世帯の状況



資料：「東浦町住民基本台帳」

東浦町住民意識調査より、特に重要と思われる施策としては、“高齢者への福祉施策”、“防犯対策”、“生活道路の整備”などが多い結果となっています。（図 10）

図 10 特に重要と思われる施策

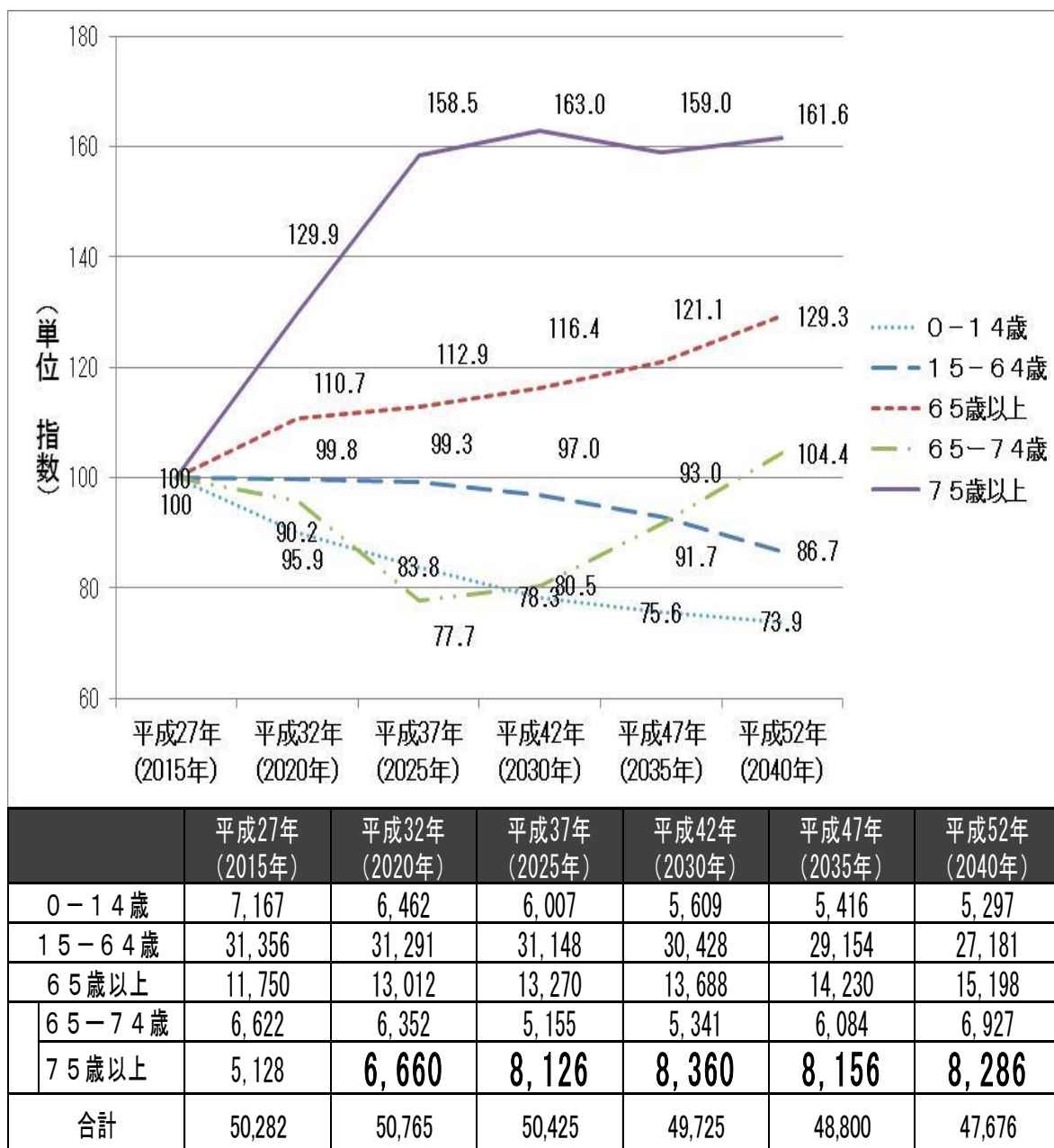


資料：「東浦人口ビジョン」

Ⅱ 将来推計

平成 37 (2025) 年まで 75 歳以上の後期高齢者人口は急増し、15-64 歳人口は減少傾向です。平成 52 (2040) 年には、75 歳以上人口が 15-64 歳人口の約 2 倍になる見込です。(図 11)

図 11 年齢別人口推計



(単位：人)

資料：「国立社会保障・人口問題研究所推計値より作成。平成 27 年数値は平成 27 年 4 月 1 日現在値。」

(注) 指数は小数点以下第 2 位四捨五入。人口推計値は平成 27 年数値に四捨五入してない指数を用いて表記。

認知症高齢者数の増加が予測されます。（図 12～図 14）厚生労働省の新オレンジプランにおいては、平成 37（2025）年には全国で 700 万人となる予測がなされています。

図 12 全国の認知症高齢者数の推計

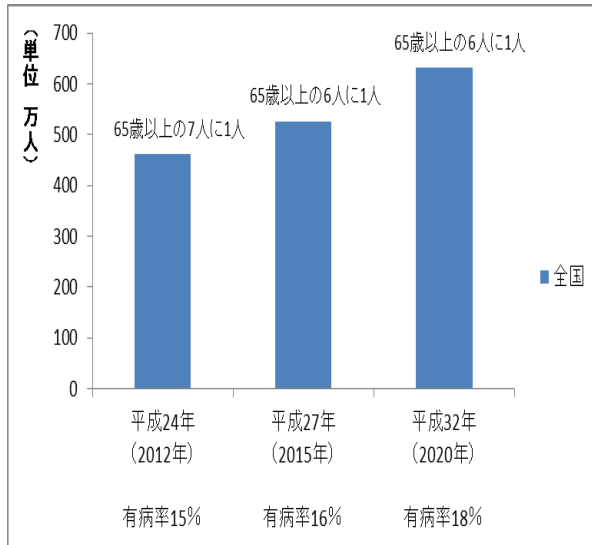


図 13 愛知県の認知症高齢者数の推計

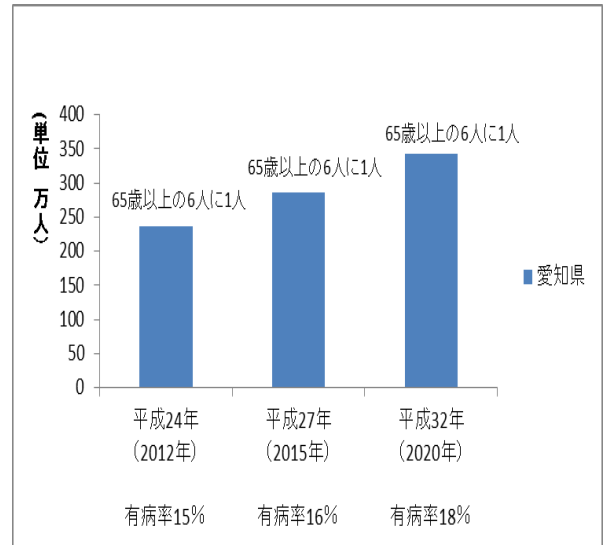
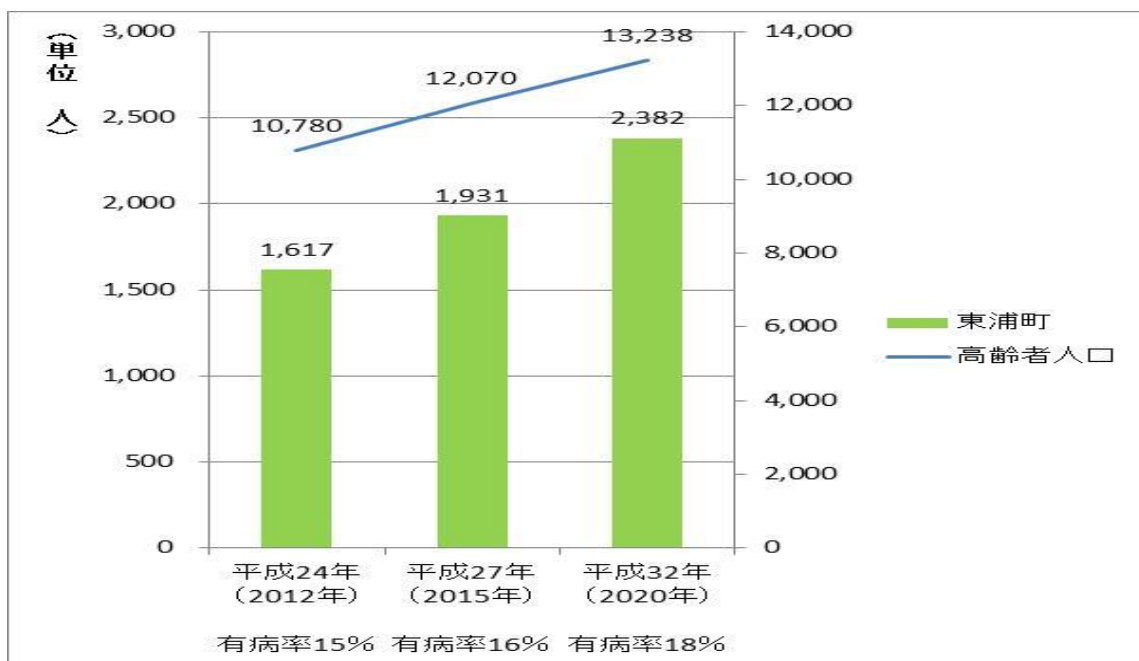


図 14 東浦町の認知症高齢者の推計



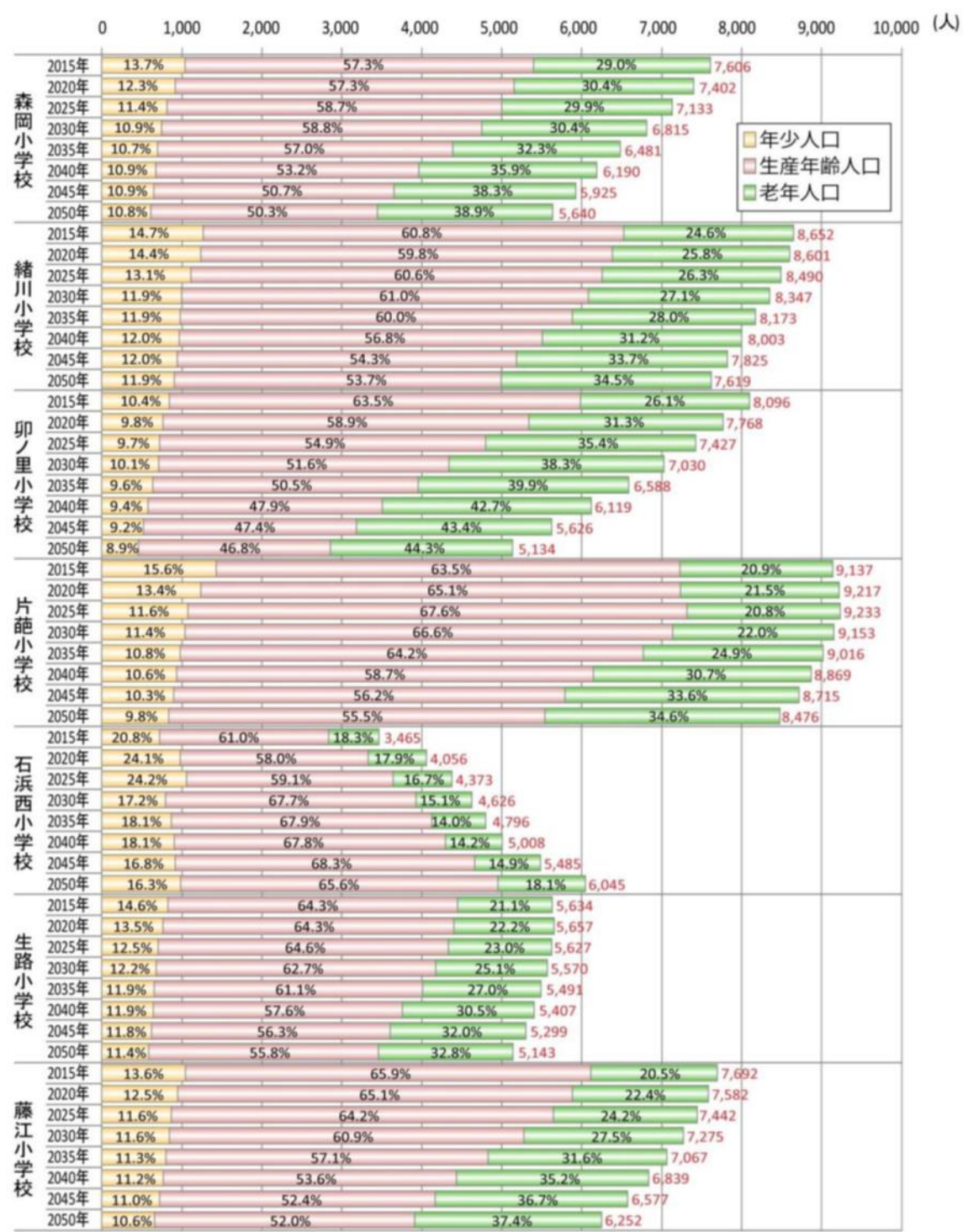
資料：「あいちオレンジタウン構想」愛知県ホームページ、「平成 28 年版高齢社会白書」内閣府ホームページ

（注 1）有病率とは、「ある一時点における疾病を有する者の数」を「集団の調査対象全員の数」で割った割合。

ここでいう「集団の調査対象全員の数」は、65 歳以上人口。上記図の有病率は、長期の縦断的な認知症調査を行っている福岡県久山町研究データに基づいた、各年齢層の認知症有病率が 2012 年以降一定と仮定した場合、各年齢層の認知症有病率が、2012 年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合を用いた。

平成 27（2015）年から平成 62（2050）年までの、小学校区別人口推計において、人口は減少し、老年人口においては割合が高くなる推計です。しかし、石浜西小学校区においては、人口が増加傾向を示しています。（図 15）

図 15 小学校区別人口推計



資料：「東浦人口ビジョン」

（注）本推計は、平成 22 年 3 月 31 日及び平成 27 年 3 月 31 日現在の東浦町住民基本台帳による人口データをもとに推計。小学校区別でそれぞれ推計しているため、これらの合計は町全体の推計人口と合致しません。

第3章 基本的な考え方

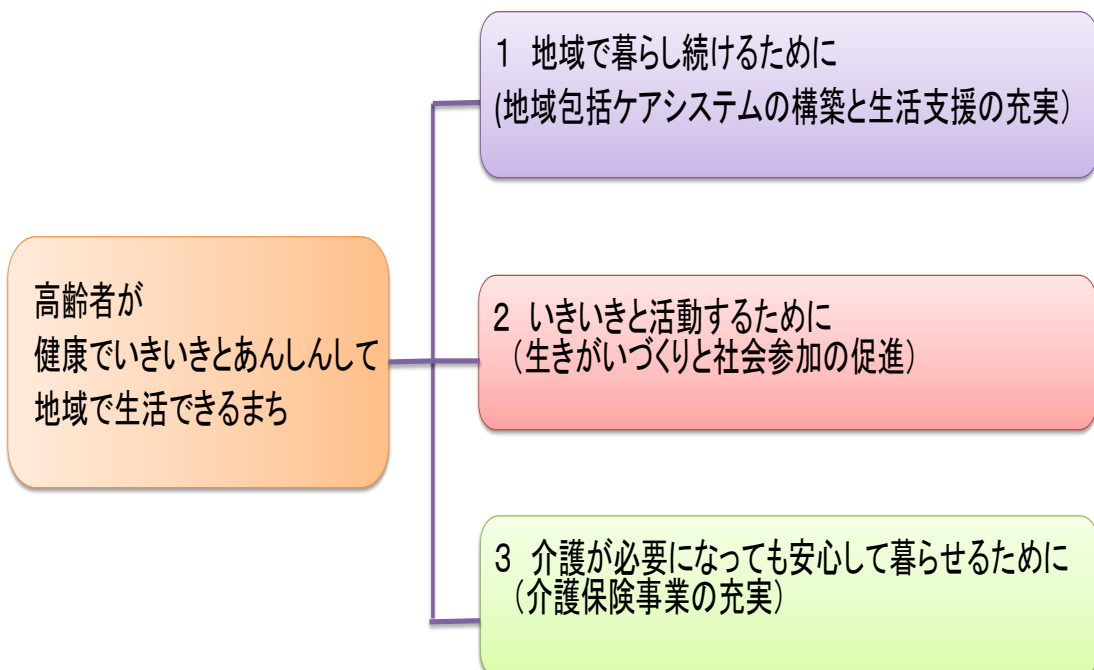
I 基本理念

急速な高齢化が進む中、地域全体で高齢者の生活を支える体制はなお十分ではありません。介護が必要な方だけではなく、介護をする家族も高齢者である「老老介護」の世帯も増えていることから、単身・高齢者のみの世帯に対する地域の支援の必要性も高まっています。

人は、年を重ね介護が必要な状態になったとしても、自らが住み慣れた地域で生活を送りたいという希望を持っています。たとえ多くの介護の手が必要となっても、できる限り生活の場を変えることなく、地域で暮らし続けることができる環境づくりが求められています。

第6期東浦町高齢者福祉計画においては、高齢者が健康でいきいきと生活していける地域づくりに向けた事業に取り組んできたところですが、本計画においても引き続きこれらの事業を着実に進展させるとともに、高齢者や家族の状況にあったものとなるよう検討を進める必要があります。また、災害時等の緊急時に確実に対応できるよう、地域力の向上を図る必要があります。

このため、本計画では、第6期東浦町高齢者福祉計画の基本理念であった「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を引き続き踏襲し、本町の高齢者福祉事業がさらに充実したものとなるよう努めていきます。



Ⅱ 基本目標

本計画では、第5次東浦町総合計画を踏まえ、国の介護保険計画の基本指針も参考に、次の3項目を基本目標として、高齢者福祉施策を推進します。

1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)

【現状】

介護保険制度の導入により介護負担が軽減する一方、在宅高齢者の医療ニーズの増大や、在宅で重度の要介護者を抱える家族の負担が依然として重い状態にあり、高齢者の生活を地域全体で支える体制の充実が求められています。このような専門的なケアを必要とする重度の要介護者等に対し、関係機関が密に連携を図り、地域で適切に支援していくことが必要です。

こうした現状を踏まえ国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

【課題】

「地域包括ケアシステム」は、全国一律のものではなく、地域の実情に応じて、高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことが出来るよう、在宅での自立した生活の支援や介護者家族の支援などの福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制を充実させる必要があります。また、在宅介護者の虐待防止対策や認知症対策への取組みの必要性が高まっています。

【目標】

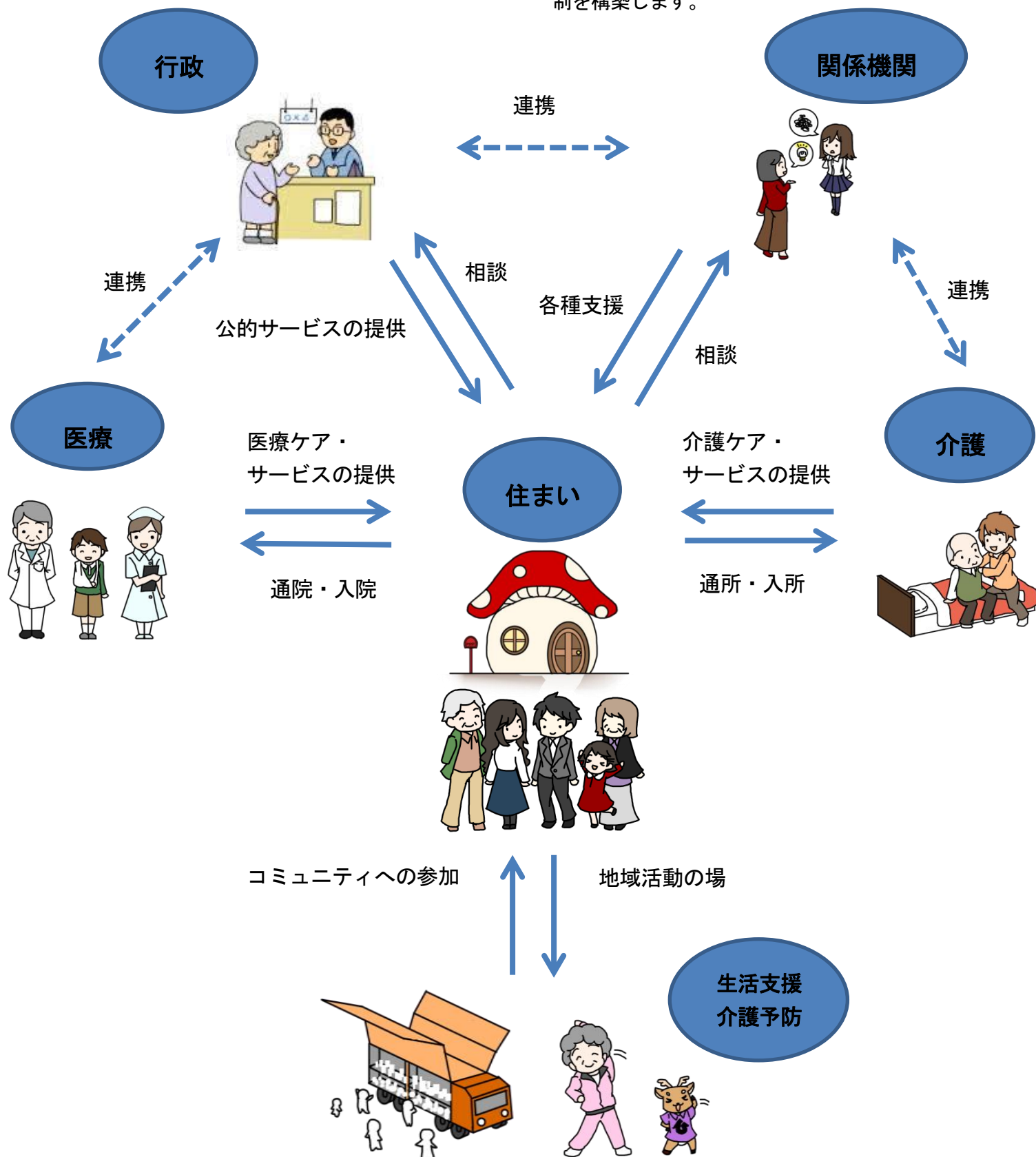
第5次東浦町総合計画に示された地域や住民と行政との協働によるまちづくりの視点をもって事業を推進していきます。

高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくために、在宅での自立した生活の支援や介護者の家族への支援など福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制の充実を図ります。

また、高齢者の権利を守るために、虐待防止対策や認知症高齢者の支援対策に取り組みます。

東浦町地域包括ケアシステム

子どもからお年寄りまで、みんなが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスを切れ目なく提供できる連携体制を構築します。



2 いきいきと活動するために (生きがいづくりと社会参加の促進)

【現状】

高齢者自らが要介護状態とならないよう健康の保持増進に努めるとともに、自立した生活を送れるよう支援していくことが必要です。第6期計画においても、老人クラブへの支援、老人憩の家の整備、シルバー人材センターへの支援、敬老事業、ふれあいサロンへの支援を展開してきました。

【課題】

今後高齢化は進展し、団塊の世代すべてが75歳を迎える平成37（2025）年には、本町の後期高齢化率も大きく伸びることが予想されます。

老人クラブにおいては、高齢化に反して会員数が減少しており、会員数増加の手法が課題となっています。

敬老事業では、今後高齢者数が増加することから、開催場所や在り方の検討が課題です。高齢者社会参加促進事業においては、前期高齢者到達者への地域活動参加促進の場を提供していますが、より地域活動が増加する仕組みづくりが課題です。

【目標】

高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、老人クラブの会員数増加を目標に、親しみやすい名称への変更を検討します。

また、老人憩の家は誰でも気軽に利用できる施設となるよう改修を進めていきます。

敬老事業においては、敬老事業委託先である各地区との協議の上、開催場所や在り方の検討を進めます。

3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)

【現状】

介護保険事業は、高齢者が要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要な介護保険サービスと、要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になっても可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する地域支援事業に大別されます。

本町は、知多北部3市（東海市、大府市及び知多市）との共同により知多北部広域連合を組織し、介護保険サービスの提供を進め、高齢者相談支援センターをはじめとする関係機関との協力のもと、住み慣れた地域で生活をしていくことができるよう、様々な生活上の問題に対し専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進してきました。

【課題】

今後高齢者の増加が予測されるため、現状を把握し知多北部広域連合と連携し、計画的に施設整備を推進する必要があります。

【目標】

知多北部広域連合と連携し、計画的な施設整備を推進していきます。

また、高齢者相談支援センターや関係機関と連携し、様々な生活上の問題に対し、専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進し、状況に適したサービス計画を作成するなど、高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

なお、平成29年度から始動した地域福祉相談支援事業（コミュニティソーシャルワーカー）との連携を図り、高齢者に限らない、支援を必要とする全世帯への福祉のワンストップ相談窓口機能の構築を目指します。

Ⅲ 計画の体系

3つの基本目標に対し、関連する施策分野と具体的施策を設定しました。

基本目標	施策分野	具体的施策
1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)	(1) 高齢者福祉サービスの充実	①高齢者のための支援
		②介護者のための支援
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	(3) 介護予防の推進	①一般介護予防
		②高齢者いきいきマイレージ
		③介護予防対象者把握
	(4) 地域ぐるみの生活支援の推進	①生活支援体制整備の推進
		②介護者の会への支援
	(5) 認知症支援施策の推進	①地域における支援の充実
		②家族に対する支援の充実
		③認知症支援体制の整備
	(6) 医療と介護の連携体制の構築	①在宅医療介護連携の推進
	(7) 地域ケア会議の活用	①地域ケア会議の活用
	(8) 高齢者の権利を守る支援の充実	①虐待防止
		②日常生活自立支援
		③成年後見制度利用促進
		④養護老人ホーム短期入所措置
		⑤施設措置
	(9) 安心・住みよいまちづくりの推進	①高齢者あんしんカード登録
		②避難行動要支援者登録
		③ひとり暮らし高齢者等見守り
		④地域見守り推進
		⑤ごみ出し支援
		⑥運転免許自主返納
		⑦シルバーハウジング生活支援
2 いきいきと活動するために (生きがいづくりと社会参加の促進)	(1) 老人クラブの支援	①老人クラブへの支援
	(2) 老人憩いの家の運営	①老人憩いの家の活用と整備
	(3) シルバー人材センターの支援	①シルバー人材センターへの支援
	(4) 生きがい活動の推進	①敬老事業の充実
		②ふれあいサロンの支援
		③高齢者社会参加の促進
3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)	(1) 介護保険サービスの推進	①介護保険サービス
		②包括的支援

第4章 施策の展開

I 基本目標 1 地域で暮らし続けるために

(地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)

●施策の方向性

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（医療介護総合確保推進法第2条）とされています。国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途にシステム構築を目指して、介護保険法の改正を行いました。

本町においても、高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、在宅での自立した生活の支援や介護者家族への支援など福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制の充実を図ることが必要です。

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

また、これらの取組みを進めるにあたっては、第5次東浦町総合計画に示された地域や住民と行政との協働によるまちづくりの視点をもって事業を推進していきます。

なお、虐待防止対策や認知症対策への取組みの必要性も高まっていることから、以下の9分野を柱として計画を進めます。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1) 高齢者福祉サービスの充実	【実施内容】 在宅生活を行うひとり暮らし高齢者、高齢者世帯への各種サービスを実施しています。 また、介護者家族への支援として介護手当や介護用品を購入できる引換券の支給を実施しています。 【目標】 ひとり暮らしや在宅で援助を必要とする高齢者等に対し、見守りや家族による介護を支援する体制及び介護保険事業を補完するサービスの充実に努めます。 また、地域全体で高齢者を支えるネットワークを強化し、地域ケア体制を充実します。	①高齢者のための支援 ②介護者のための支援
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	【実施内容】 介護保険法の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」）を知多北部広域連合と構成市町では、平成 29 年 4 月から開始しました。 要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については全国一律の基準に基づくサービスに加え、市町村の実情に合わせて、住民主体の取組みを含めた多様な主体による取組みが総合事業に位置づけられ、介護予防サービスを実施しています。 【目標】 住民主体サービスの担い手やボランティアの育成など、地域の実情に合わせた、サービスの構築に努めます。	①介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策分野	施策内容	具体的施策
(3) 介護予防の 推進	【実施内容】 高齢者の生活機能の維持、向上に向けて、介護予防に関する活動の普及、自発的な介護予防活動の支援をしています。 また、重症化予防や加齢に伴う心身機能の低下である「フレイル」の進行を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とし、75歳以上を対象に「フレイルチェック」を実施しています。 【目標】 高齢者の生活機能維持のため、運動及び認知機能の向上を目的とした教室やイベント等を企画・運営し、参加者の増加を図ります。 また、広く介護予防の意義や重要性を健康相談等で啓発し、生活機能の維持・向上の周知を進めます。	①一般介護予防 ②高齢者いきいきマイレージ ③介護予防対象者把握
(4) 地域ぐるみの 生活支援の 推進	【実施内容】 高齢者の地域での生活を支援していくためには、保健・医療・福祉・介護などの公的サービスから、地域の支え合いやボランティア等が行う活動まで、高齢者の状況に応じた適切なサービスが提供される必要があり、元気な高齢者が担い手となって地域を支える仕組みを支援しています。 【目標】 住民等の多様な主体が参画し、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指します。 また、身近な地域における住民同士による支え合いの拠点づくりとして、各地区のコミュニティ推進協議会等との連携を推進します。 生活支援サービスや地域の居場所について見える化した資源マップを配布し、周知します。	①生活支援体制整備の推進 ②介護者の会への支援

施策分野	施策内容	具体的施策
(5) 認知症支援 施策の推進	【実施内容】 認知症に対する正しい知識と理解を持つため、認知症サポーター養成講座等で啓発を実施しています。 また、徘徊の可能性がある方の事前登録や、徘徊模擬訓練及びメールシステムを活用した行方不明者の捜索をしています。 【目標】 認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようなネットワークづくりに取り組み、認知症の方やその家族を支援するための地域支援体制を充実します。 また、認知症の方やその家族に早期に関わるため、平成30年度から認知症初期集中支援チームを中心とした、早期対応・早期診断に向けた支援体制を構築します。	①地域における支援の充実 ②家族に対する支援の充実 ③認知症支援体制の整備
(6) 医療と介護の 連携体制の 構築	【実施内容】 情報共有システムを導入し、医療と介護関係者が情報共有し、連携しています。 また、連携強化のため、多職種研修会を実施し、関係者向けパンフレットを作成し、活用しています。 なお、住民向けに広報等で啓発をしています。 【目標】 医療と介護を必要とする高齢者が、自宅等の住み慣れた生活の場で、自分らしい暮らしを維持できるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。	①在宅医療介護連携の推進

施策分野	施策内容	具体的施策
(7) 地域ケア会議 の活用	【実施内容】 個別ケースを検討する会議と地域包括ケア構築のための会議から、地域課題の解決を検討しています。 【目標】 個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につながるよう、高齢者相談支援センターと緊密に連携し、地域全体で支援をします。	①地域ケア会議の活用
(8) 高齢者の権利 を守る支援の 充実	【実施内容】 介護保険事業所職員等関係者向けに、高齢者虐待対応や虐待防止の研修を実施しています。 また、虐待を受けている高齢者に対しての保護措置等の体制整備を進めています。 【目標】 高齢者虐待の発生予防、早期発見、養護者に対する支援を行うため、関係機関等との連携や協力体制の強化に努めるとともに、虐待を受けた高齢者に対する介護施設への保護措置など、迅速に対応できる仕組みの整備に努めます。高齢者虐待の発生予防のため、認知症への理解を深めるための啓発事業を実施します。 また、実態把握のため、医療・介護関係者に対してアンケートを実施し、課題を抽出し、今後の啓発や発生予防の分析を行います。	①虐待防止 ②日常生活自立支援 ③成年後見制度利用促進 ④養護老人ホーム短期入所措置 ⑤施設措置

施策分野	施策内容	具体的施策
(9) 安心・住みよ いまちづくり の推進	【実施内容】 ひとり暮らし高齢者をあらかじめ台帳として登録しておくことにより、緊急時の迅速な対応が可能となる体制整備をしています。 また、ゴミ出し支援や地域見守り推進事業により、定期的な支援を行っています。 【目標】 ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる状態の高齢者の見守り等を行うことで、安否の確認・孤立感の解消を図ります。 避難行動要支援者台帳において、自主防災会、民生委員等との協力を図り、台帳の有効的な活用について検討します。	①高齢者あんしんカード登録 ②避難行動要支援者登録 ③ひとり暮らし高齢者等見守り ④地域見守り推進 ⑤ごみ出し支援 ⑥運転免許自主返納 ⑦シルバーハウジング生活支援

Ⅱ 基本目標２ いきいきと活動するために

(生きがいづくりと社会参加の促進)

●施策の方向性

75歳以上高齢者は、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年まで増加が予測されるなかで、自らが要介護状態とならないよう、健康の保持増進に努めるとともに、自立した生活を送れるよう支援していく必要があります。

高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを推進することが必要であることから、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援します。

また、ふれあいサロン活動等の高齢者の交流活動を支援し、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを図ります。

●具体的施策

施策分野	施策内容	具体的施策
(1) 老人クラブの 支援	【実施内容】 老人クラブの活動を通じて、地域における仲間づくり、健康・生きがい活動を支援しています。 【目標】 地域の方との交流や地域の担い手となる活動を支援します。 老人クラブに興味を持っていただけるような通称名で啓発し、ホームページや会報紙にて活動内容の見える化をし、会員の増加に努めます。	①老人クラブへの支援
(2) 老人憩の家の 運営	【実施内容】 町内老人憩の家及び東ヶ丘交流館の施設修繕・耐震改修工事・備品購入等の整備を実施しています。 【目標】 高齢者が使いやすい施設の整備と、老朽化に対応した計画的な改修を進めます。 高齢者の健康増進やレクリエーションの場、交流の場の拠点として老人憩の家一般開放事業を進め、高齢者が誰でも気軽に利用できる施設運営に努めます。	①老人憩の家の活用と整備

施策分野	施策内容	具体的施策
(3) シルバー人材センターの支援	【実施内容】 就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する60歳以上の高齢者の就業機会を提供し、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めています。 【目標】 働く意欲のある高齢者や団塊の世代の社会参加を促し、地域の活性化を図るため、シルバー人材センターが行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活動の支援を進めます。	①シルバー人材センターへの支援
(4) 生きがい活動の推進	【実施内容】 高齢者の生きがいへの寄与や地域交流の機会を提供するため、75歳以上の方の多年にわたる社会貢献に敬意を表し、長寿を祝う敬老事業を実施しています。 ふれあいサロンでは、住民が気軽に集い、交流できる場所を提供することにより、高齢者等の閉じこもりの防止や健康維持を図ります。 65歳成人式を実施し、地域参加を促す機会を提供しています。 【目標】 元気な高齢者が地域活動の担い手となり、地域を支える仕組みの支援に努めます。 生きがいを持ち、いつまでも健康に生活していくことができるよう、高齢者同士のふれあいの場の確保など、事業の充実に努めます。 敬老事業では、対象者の増加から開催場所、在り方の検討を進めます。 ふれあいサロンでは、運営協力者の確保とともに、既存施設を利用したより多くのサロン活動の場所の提供を推進します。 65歳成人式では、参加者が増え、地域活動につなげる仕組みを検討します。	①敬老事業の充実 ②ふれあいサロンの支援 ③高齢者社会参加の促進

Ⅲ 基本目標３ 介護が必要になっても安心して暮らせるために

(介護保険事業の充実)

●施策の方向性

高齢者が要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を営める環境を整備するためには、介護保険サービスの充実が必要であり、本町では、知多北部３市（東海市、大府市及び知多市）との共同により、知多北部広域連合を組織し、スケールメリットを活かした介護保険サービスの提供を進めるとともに、介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施しています。

また、第７期知多北部広域連合介護保険事業計画に基づき、計画的な施設整備を推進していきます。

なお、高齢者相談支援センターでは、介護保険で認定が出ているサービス未利用者の把握及び民生委員等との連携による、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、問題を抱える高齢者の把握・支援をしています。要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進することにより、高齢者が安心して生活していける環境づくりに努めます。

●具体的施策

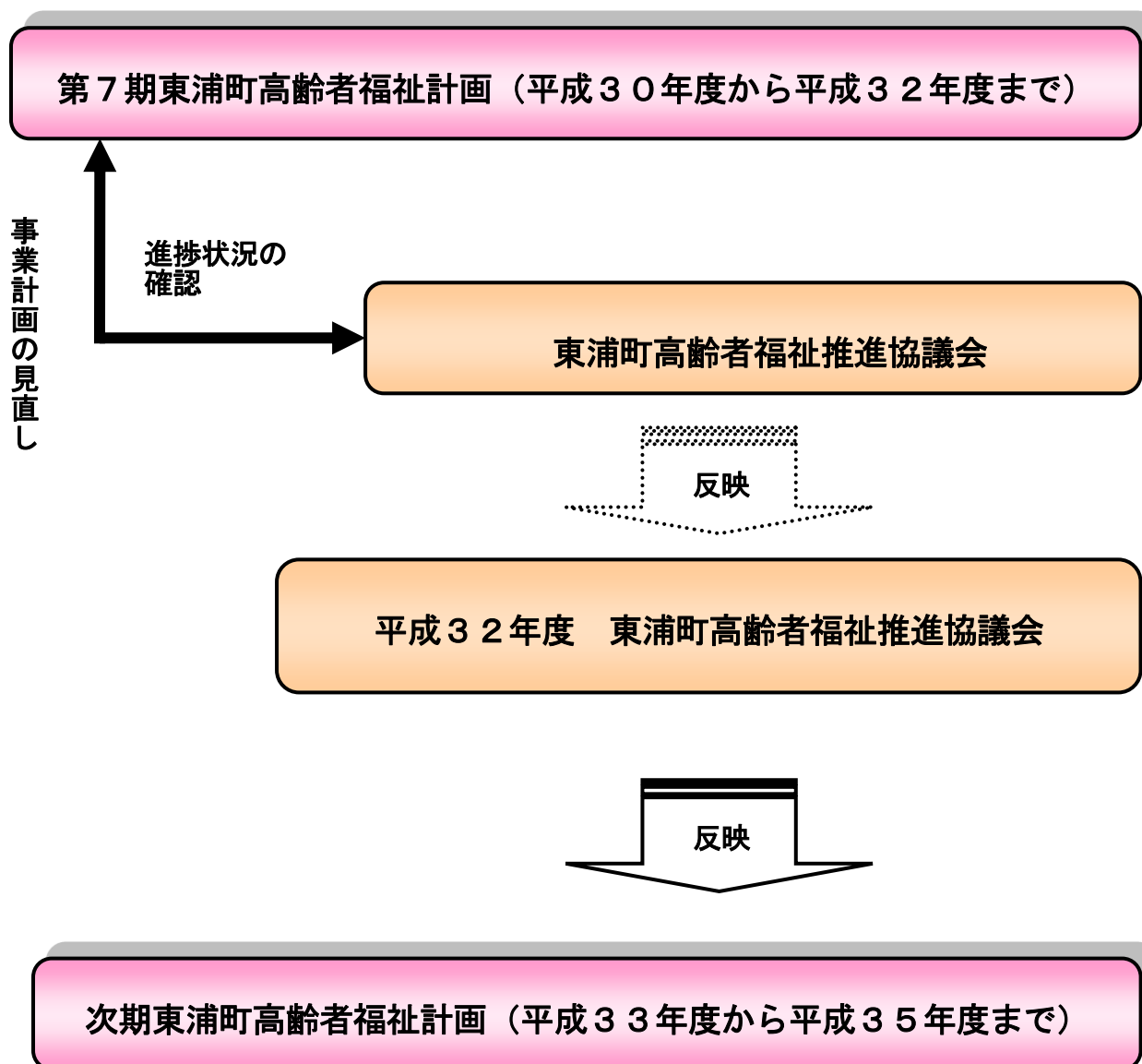
施策分野	施策内容	具体的施策
(1) 介護保険サービスの推進	【実施内容】 介護保険サービス事業では、介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施します。包括的支援事業では、高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつなげます。 また、認知症のある高齢者の支援や虐待の防止・早期発見など、高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を送られるよう取り組んでいます。 なお、高齢者の心身の状態が変化しても、適切なサービスを継続利用できるように、地域の医療施設等と連携しています。 【目標】 第7期知多北部広域連合介護保険事業計画に基づき、町内の介護保険サービス提供体制を整備していきます。（認知症対応型共同生活介護1施設整備予定） また、包括的支援事業は、高齢者相談支援センターが総合相談、権利擁護事業等を実施し、要支援、要介護状態となることを予防し、要介護状態になった場合においても、地域において自立した生活を営むことができるよう支援します。 平成29年度から始動した地域福祉相談支援事業（コミュニティソーシャルワーカー）との連携を図り、複合課題を抱える世帯全員への支援体制の構築と福祉のワンストップ相談窓口機能の構築を図ります。	①介護保険サービス ②包括的支援

第5章 計画の推進に向けて

I 計画の推進体制

本計画が基本理念や基本目標に沿って計画的かつ効率的に実施されているかについて、東浦町高齢者福祉推進協議会において毎年進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

また、健康福祉部福祉課を中心に、関係部局、社会福祉協議会、高齢者相談支援センターなどの関係機関との連携を密にし、柔軟な事業の推進をしていきます。



Ⅱ 関係者・関係団体との連携

本計画は、基本理念である「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を目指すものであり、そのために必要な高齢者福祉事業、介護予防事業、介護保険事業等の幅広い分野にまたがった施策を包含したものとなっています。

この基本理念を達成するため、行政が主体となって、社会福祉協議会や高齢者相談支援センターなどの関係機関をはじめ、医療機関、介護事業所などの介護保険サービス事業者との連携、さらには近隣市町との連携や、各事業についての普及啓発に努めます。

さらには、地域全体で高齢者を支えていく仕組みの構築のために、地域住民やボランティア、NPO等との協働による活動を進めます。

Ⅲ 住民協働によるまちづくり

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと健康で暮らしていくためには、行政をはじめとする福祉や医療等の関係機関が連携するとともに、これら関係機関と住民との協働は欠かせません。

各地域で行われているふれあいサロンや高齢者の見守り活動などに積極的に地域住民が参加し、高齢者を支える仕組みを構築するとともに、元気な高齢者自らがボランティアなどの地域活動に参加できる環境づくりを進めることにより、地域全体で高齢者を支える、住民協働によるまちづくりを推進していきます。

資料編 I 施策別実施状況

1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)

(1) 高齢者福祉サービスの充実

① 高齢者のための支援

ア 配食サービス事業

●目的

見守りが必要な在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、食事を自宅等へ配達することにより、健康的な食生活の確保及び安否の確認を図り、ひとり暮らし高齢者等が安心できる生活を確保します。

●対象者

65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上のみの世帯のうち、次のいずれにも該当される方

- ・老衰、身体などの障がいまたは疾病のため、自分で買い物や調理することが困難な方
- ・家族による食事の提供が困難な方

●実施状況

- ・不在高齢者の安否確認をスムーズに行うため関係機関との連携を強化
- ・H27 利用者の体調にあわせた食事の提供ができるよう、数社の配食業者を利用できるよう検討
- ・H28 利用者の体調にあわせた食事の提供をするため、配食業者を増やし、弁当の種類を「やわらか食」など新たに5種類増加
- ・H29 ①配食業者を増加②弁当の種類を増加③課税・非課税による弁当代金の変更④支払い方法の変更⑤利用者の状況確認を実施

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実利用者数（人）	76	67	49
延べ配食数（食）	13,438	11,669	9,580

●施策の展開

利用状況の確認は、ケアマネジャーや高齢者相談支援センターの協力のもと、アセスメントを実施していますが、今後状況確認の方法を検討していきます。また、配食業者と協力し、安否確認・見守りを実施していきます。

イ 緊急連絡通報システム設置事業

●目的

ひとり暮らし高齢者等に対し緊急連絡通報システムを貸与することにより、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、緊急時の通報体制の確保を図ります。

●対象者

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・要介護1以上の方がいる65歳以上の高齢者世帯

●実施状況

- ・通報装置の機能や利用方法の説明
- ・H29 要介護4以上の方がいる高齢者世帯を要介護1以上の方がいる高齢者世帯に対象者を拡大

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実設置者数（人）	309	310	313

●施策の展開

N T T回線以外の方は利用できないことが課題であるため、N T T回線以外の対応を検討します。

ウ 住宅改修費助成事業

●目的

介護保険に基づく住宅改修費の支給のみでは賄えない住宅改修費を補助し、在宅生活の継続を支援するとともに経済的負担を軽減します。

●対象者

要介護認定において要支援1以上の方

＊ただし、知多北部広域連合に対し、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費の支給を受けた方に限ります。

●実施状況

- ・事務の流れを明確にするためのフローチャートを作成・更新
- ・ケアマネジャー及び工事業者への説明時にフローチャートを配布

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
年間実利用者数（人）	47	50	56
年間給付金額（千円）	7,251	5,618	8,467
再掲：非課税（世帯数）	5	7	16
再掲：課税（世帯数）	42	43	40

●施策の展開

必要に応じて理学療法士からのアドバイスを参考に、要介護者の希望を反映した改修の実施を指導します。

エ 軽度生活援助事業

●目的

介護保険サービスの対象とはならないまでも、日常生活に何らかの援助が必要な高齢者に対し、買い物や掃除等の軽易な生活援助を行うことにより、在宅での自立した日常生活の継続を支援します。

●対象者

65 歳以上のひとり暮らしの方または 65 歳以上の方のみの世帯であり、住民税非課税世帯で、要介護認定において非該当の方または非該当に準ずる状態と認められた方

●実施状況

- ・高齢者相談支援センター、民生委員及びシルバー人材センターを通じて制度の周知を実施

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実利用者数（人）	6	6	10
延べ利用者数（人）	38	31	43
延べ利用時間数（時間）	133	108	157

●施策の展開

利用者の拡大のための積極的な P R 活動を行います。

掃除や買物援助のほか、利用者の要望に対応したサービスが提供できるよう、委託先のシルバー人材センターとの協議を進め、新たなサービスの提供に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービスと対象者等の見直しが必要となります。

オ 家具転倒防止器具取付け事業

●目的

ひとり暮らし高齢者の自宅の家具を固定することにより、災害時における家具の転倒による事故の防止を図ります。

●対象者

- ・65 歳以上のひとり暮らしの方
- ・65 歳以上のみの高齢者世帯（H29 から追加）

●実施状況

- ・高齢者相談支援センター、民生委員及びシルバー人材センターを通じて制度の周知を実施

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
年間実利用者数（人）	19	13	14

●施策の展開

対象者の範囲を従前の 65 歳以上のひとり暮らしの方に加え、平成 29 年度からは 65 歳以上のみの高齢者世帯も追加しました。

高齢者の住宅事情等により、現状のサービス量では不十分な場合があることから、家具転倒防止器具の内容や、取付け個数の適正化を図ります。

また、委託先のシルバー人材センターとの協議を進め、新たなサービスの提供に努めます。

カ 寝具のクリーニング事業

●目的

在宅の寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、寝具をクリーニングすることにより、高齢者等が清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

●対象者

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 要介護認定において要介護 4・5 の方

●実施状況

- ・ ひとり暮らし登録の際に事業の P R を実施
- ・ 要介護者への周知のため、ケアマネジャーに対し事業の P R を実施
- ・ H28 利用できる寝具に敷パッドを追加

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
延べ利用者数(人)	336	347	346
実 人 数 (人)	107	112	109
再掲：ひとり暮らし高齢者（人）	83	83	90
再掲：要介護 4 以上の者（人）	24	29	19

●施策の展開

利用者のニーズを把握し、対象となる寝具を含めたサービス内容の検討を進め、適切なサービスの提供を行います。

キ 訪問理髪サービス援助事業

●目的

町内理容生活衛生同業組合東浦部加盟店の行う、外出が困難な要介護者への訪問理髪サービスに対し、出張料を補助することにより、要介護高齢者等の保健衛生及び介護者の経済的負担の軽減を図ります。

●対象者

要介護認定において要介護度が 3 以上の方で、要介護認定における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が B 1、B 2、C 1、C 2 のいずれかに該当する方

●実施状況

- ・H28 美容院の利用について調査を実施

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実利用者数（人）	2	3	2
延べ利用回数（回）	7	11	9

●施策の展開

外出しての理髪ができない要介護者に対する利用要望等を調査し、事業の在り方について検討を進めます。

ク リフト付きタクシー料金の助成

●目的

公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して助成券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成することで、世帯の経済的負担の軽減を図り、外出の支援をします。

●対象者

要介護認定において要介護3～5の方

＊ただし、介護保険施設等サービス受給者、自動車税の減免を受けている方、バス料金の無料証明を受けている方は除きます。

●実施状況

- ・タクシー事業者の情報を掲載したガイドブックを作成し、利用者にタクシー券を年度内24枚配付
- ・H29年9月から、新規委託先としてなのはな福祉タクシーが追加され、委託契約数が27社から28社へ増加

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実利用者数（人）	111	90	129
延べ利用枚数（枚）	900	836	822

●施策の展開

利用者の条件を含め、今後の事業の在り方について検討を進め、適切なサービスの提供を図ります。また、利用者の利便性を考慮し、委託契約先のタクシー会社数についても検討していきます。

② 介護者のための支援

ア 要介護者介護手当支給事業

●目的

介護者に対し要介護者介護手当を支給することにより、介護者の慰労と介護負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続を支援します。

●対象者

要介護認定において要介護４・５の方を介護している方（要介護者、介護者とも町内に住所を有する方）

＊ただし、施設入所等している場合は対象外となる場合があります。

●実施状況

- ・ケアマネジャー等への周知を実施
- ・給付額は月額 6,000 円

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
年間実受給者数（人）	279	250	230
年間延べ受給月数（月）	2,247	2,113	1,921

●施策の展開

事業の目的に照らし、在宅で要介護者を介護している家族の状況を考慮し、手当の対象及び内容についての検討を進めます。

イ 家庭介護用品支給事業

●目的

家庭での介護に必要な介護用品を購入できる引換券を支給することにより、介護者の経済的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続を支援します。

●対象者

要介護認定において要介護４・５の方を介護している方（要介護者、介護者とも町内に住所を有する非課税世帯の方）

＊ただし、施設入所等している場合は対象外となる場合があります。

●実施状況

- ・支給する介護用品は、紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、清拭布、ドライシャンプーの６品目
- ・窓口での周知を徹底
- ・知多５市５町及び刈谷市に対し、給付内容及び対象者の調査を実施

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
年間実受給者数（人）	51	53	46
年間延べ利用枚数（枚）	819	840	723

●施策の展開

ケアマネジャー等との関わりがない介護サービス未利用者に対する制度の周知を進めます。

利用者の要望に対応したサービスが提供できるように、対象品目の見直しを検討します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

医療介護総合確保法により、介護保険法が改正され、平成 27 年度に地域支援事業の見直しが行われ、平成 29 年 4 月までに全ての市町村が「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」）を開始することになりました。

要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については全国一律の基準に基づくサービスに加え、市町村の実情に合わせて、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みが総合事業に位置づけられました。また、これまでの二次予防事業などの介護予防事業も総合事業に再編されました。

① 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

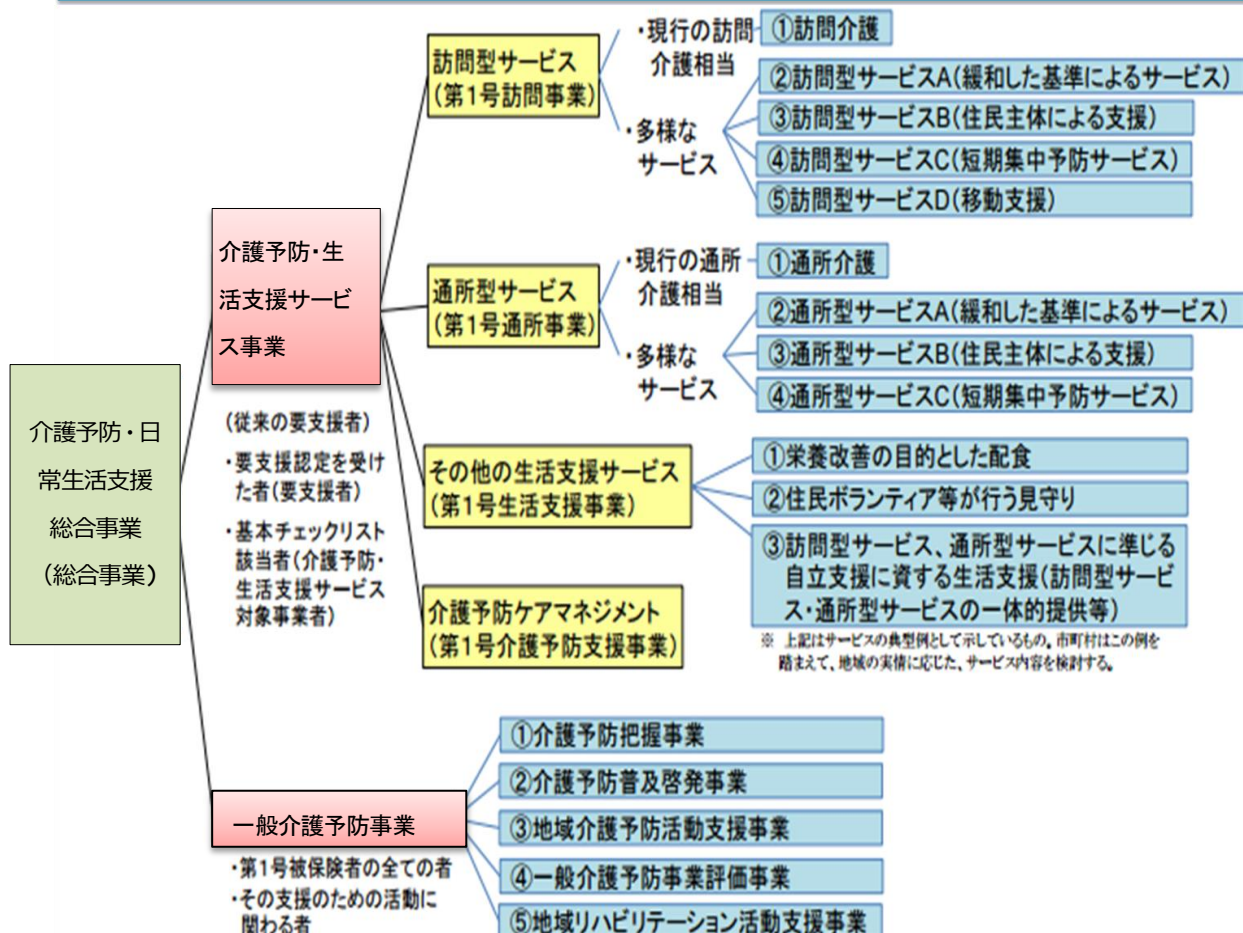
●目的

介護保険の認定を受けず、基本チェックリストに該当する方（以下「事業対象者」）と要支援 1・2 の方が多様な主体による介護予防サービスを利用することにより、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすために、自立支援を促します。

●施策の展開

住民主体サービスの担い手やボランティア等の育成や地域の実情に合わせて、サービスの構築に努めます。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の構成



①訪問型サービス

サービスの種類	内 容	サービス提供者
現行相当の ホームヘルプサービス	入浴介助、食事介助等の 身体介護や、掃除、洗濯等の生活支援	指定事業所
緩和基準の ホームヘルプサービス (生活支援) サービスA	掃除、洗濯、買い物等の 生活支援	指定事業所
短期集中予防サービス サービスC	運動器機能向上	健康課（理学療法士）
	低栄養の改善等	健康課（管理栄養士）
	口腔機能向上	健康課（歯科衛生士）

②通所型サービス

サービスの種類	内 容	サービス提供者
現行相当のデイサービス	食事、入浴などの日常生活上の支援や 生活行為向上のための支援 ※送迎有	指定事業所
緩和基準のデイサービス サービスA	レクリエーションや運動、 趣味活動等を実施。 送迎は各事業所によって 異なります。（応相談）	指定事業所
住民主体型デイサービス サービスB	レクリエーションや運動、 趣味活動等を実施	住民団体、 ボランティア団体等
短期集中予防サービス サービスC	元気はつらつ教室	健康課
	生活機能アップ (個別)	運動器機能向上 健康課（理学療法士）
		低栄養の改善等 健康課（管理栄養士）
		口腔機能向上 健康課（歯科衛生士）
	生活機能アップ (集団)	生活機能を向上するために、運動や 健康に関する指導を各事業所で実施。 送迎は各事業所によって 異なります。（応相談） 委託事業所

(3) 介護予防の推進

介護保険法が改正され、平成 29 年 4 月から総合事業が開始しました。平成 28 年度までの二次予防事業などの介護予防事業も総合事業に再編されます。

① 一般介護予防

●目的

高齢者の生活機能の維持、向上に向けて、健康教育や健康相談等を通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防活動の育成・支援を行います。

●施策の展開

高齢者の生活機能維持のため、運動及び認知機能の向上を目的とした教室やイベント等を企画・運営し、参加者の増加を図ります。

また、広く介護予防の意義や重要性を健康相談や健康教育、広報等で啓発し、介護予防（生活機能の維持・向上）の周知を進めます。

●実施状況

(ア) 健康教育

・男性のためのらくらく筋力アップ教室

年度	回数	実人数(人)	延べ人数(人)	平均年齢(歳)
26	週1回10回1コース	39(4)	306	67.7
27	週1回10回1コース	48(0)	389	67.5
28	週1回10回1コース	28(4)	249	65.1

()旧二次予防事業の対象者再掲

・ストレッチとリズム体操教室

年度	回数	実人数(人)	延べ人数(人)	平均年齢(歳)
26	週1回8回1コース	48(2)	319	60.3
27	週1回8回1コース	39(0)	218	63.6
28	週1回8回1コース	30(0)	216	70.2

()旧二次予防事業の対象者再掲

・介護予防健康教育

年度	地区別健康相談		老人クラブ総会		介護予防教室など	
	実施回数 (回)	延べ人数 (人)	実施回数 (回)	延べ人数 (人)	実施回数 (回)	延べ人数 (人)
26	43	669	3	106	18	557
27	32	715	2	81	11	366
28	41	578	0	0	7	171

・ ゆっくりウォーキング教室 ※旧二次予防事業

年度	期 間	実施回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
26	5/19～7/7	8	5	40	72.8
27	10/8～1/21	8	10	57	75.1
28	10/13～1/19	8	9	68	72.3

・ 元気アップ教室（あいち健康プラザ教室利用）※旧二次予防事業

年度	期 間	実施回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
26	9/25～12/4	9	10	84	74.2
27	10/7～12/3	9	8	66	77.0
28	9/2～11/10	9	10	88	74.7

・ 脳トレ教室 ※旧二次予防事業

年度	期 間	実施回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	平均年齢 (歳)
26	7/3～12/25	21	18	319	76.7
27	7/8～12/22	24	16	321	77.4
28	7/12～12/27	22	17	323	75.7

(イ) 健康相談

・ 地区別健康相談

年度	実施回数 (回)	延べ人数 (人)	年 齢 別 (人)		
			40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
26	88	1,191	7	458	726
27	91	1,381	3	537	841
28	80	1,188	1	506	681

(ウ) 啓発事業

・ 高齢者の健康体操支援事業

年度	実施会場 (地区)	延べ人数 (人)
26	7	6,174
27	7	6,115
28	7	6,218

・出張体力測定（各地区老人クラブ年1回）

年度	実施回数 (回)	参加人数 (人)	性別（人）		年齢別（人）		測定結果（人）			
			男	女	65～ 74 歳	75 歳 以上	松 25-17	竹 16-13	梅 12～	その他 ※1
26	6	207	81	126	101	106	128	41	2	36
27	6	208	84	124	96	112	116	44	5	43
28	7	278	105	173	98	180	164	55	5	53

※1 測定結果の「その他」は、中止項目があり判定できなかった方

（エ）同好会活動

・筋力アップ同好会

年度	グループ数	活動者数(人)
26	6	160
27	6	160
28	6	156

・優遊健康器具同好会

年度	グループ数	活動者数(人)
26	2	28
27	2	28
28	2	28

② 高齢者いきいきマイレージ

●目的

健康づくりに関する各活動に参加し、自ら健康行動を実践することでポイントを集め、特典を受けることで認知症予防、介護予防に対する意識を高めることを目的とし実施します。

●対象者

60 歳以上

●実施状況

年度	延べ参加人数 (人)	実人数(人)		
		総数	男	女
27	2,718	984	341	643
28	5,284	1,588	547	1,041

●施策の展開

認知症予備群の減少や要介護認定率の維持又は減少及び健康寿命の延伸などの数値目標の改善を図るとともに、対象者の年齢拡大を行い、幅広い年代へ事業参加を促します。

③ 介護予防対象者把握

ア フレイルスクリーニング事業

●目的

重症化予防や加齢に伴う心身機能の低下である「フレイル」の進行を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とし、75歳以上を対象に、簡易スクリーニングとして「フレイルチェック」を実施します。

●対象者

各年4月1日現在75歳以上であり、要介護・要支援認定を受けていない方

●実施状況

平成29年3月に国立長寿医療研究センターと連携協力協定の締結を行いました。

●施策の展開

虚弱高齢者や地域で問題を抱える高齢者を早期に発見、介入することでフレイル状態を防ぎ、健康寿命の延伸を目標とし実施します。

なお、フレイル該当者に対し、国立長寿医療研究センターの外来受診による詳細評価を実施する等の相互連携を行いながら事業実施を進めます。

(4) 地域ぐるみの生活支援の推進

高齢者の地域での生活を支援していくためには、保健・医療・福祉・介護などの公的サービスから、地域の支え合いやボランティア等が行う活動まで、高齢者の状況に応じた適切なサービスが提供される必要があります。

元気な高齢者が担い手となって地域を支える仕組みを地域で推進する必要があります。

① 生活支援体制整備の推進

●目的

住民等の多様な主体が参画し、地域の実情に応じて多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指します。

●実施状況

- ・H28 生活支援コーディネーター（第1層：町内全域）を1名配置
- ・H28 地域生活支援部会を開催
- ・H28 ワーキンググループ（生活支援・介護予防ワーキング2回、人材チーム3回、居場所チーム2回、移送チーム1回）による地域課題や不足する資源の洗い出し
- ・H28 ケアプランの分析等によるニーズ把握
- ・H28 定期的に総合事業担当者会議を開催し、内容を検討（構成員：高齢者相談支援センター、社会福祉協議会、健康課、福祉課）
- ・H28 関係機関等へ総合事業についての事業説明を実施
- ・H28 総合事業サービス実施団体の公募

- ・H29 生活支援コーディネーター（第2層：日常生活圏域）を平成29年度2名配置

●施策の展開

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、サービスを提供するNPO法人、ボランティア、地縁組織、協同組合、民間企業、商工会、社会福祉協議会、社会福祉法人、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員・児童委員等の多様な事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ります。

平成30年度は、日常生活圏域が3地区になるため、1名生活支援コーディネーターが増員する予定です。

また、各地区において常設型居場所を平成32年度までに設置するために、「福祉拠点コーディネーター」を平成29年度に設置し、居場所を設定するための相談やコーディネート業務を実施しています。

② 介護者の会への支援

ア 介護者の会

●目的

介護者間の交流や情報交換、介護の学習会など、介護に対する情報共有の機会と場所を提供するなど、介護者を支援します。

●実施状況

- ・月1回の定例会開催時に、介護に対する情報共有の機会と場所の提供に努め、介護者を支援しています。
- ・年に1回、会報の発行
- ・H28 国立長寿医療研究センター遠藤医師による講演会「第1回介護者の集い」を介護者の会主催で実施（総合ボランティアセンター協力、町は後援）

●施策の展開

当事者組織である「介護者の会」の活動を支援します。

町内在住の介護者家族への「介護者の会」の活動内容の周知や加入の促進を図ります。

(5) 認知症支援施策の推進

① 地域における支援の充実

ア 認知症サポーター養成講座

●目的

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指します。

●実施状況

- ・H26 小学校及び高等学校に対し開催
- ・H27 一般住民に対し開催
- ・H28 一般住民や小学校の福祉実践教室、高校野球部員等に対し開催
- ・H29 町内小中学校（小学4年生・中学1年生）や、保育園母の会、児童館母親クラブ等で開催し、子ども達を通じてその親世代にも働きかけた

認知症サポーター養成講座

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実施回数(回)	9	4	14
年度内延べ人数(人)	295	105	371
年度末延べ人数(人)	3, 242	3, 347	3, 718

認知症サポーター数

区 分	27 年度	28 年度	28 年度 人口	28 年度 受講割合
国(人)	7, 378, 704	8, 690, 789	126, 933, 000	6. 8%
県(人)	380, 615	441, 942	7, 505, 526	5. 9%
東浦町(人)	3, 347	3, 718	50, 419	7. 4%

認知症サポーターフォローアップ講座

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実施回数(回)	5	5	2
延べ人数(人)	30	27	19

オレンジパラソルの活動

区 分	28 年度
登録人数(人)	20
活動回数(回)	12

※ボランティア登録後の活動

●施策の展開

商工業事業者や金融機関の従業員など、認知症の方と接する機会の多い方を対象とした認知症サポーター養成講座の積極的な開催を進めます。

認知症サポーター養成講座修了者に対する定期的なフォローアップ研修を隔年で開催します。受講した人は認知症サポーターより一歩進んだ「オレンジメイト」となってもらいます。

オレンジメイトの人たちが中心になり、平成 24 年度にボランティアグループ「オレンジパラソル」を立ち上げ、認知症の方への対応劇を開催したり、認知症カフェに協力したりと、地域で活躍しています。

そのような方々を増やし、地域における認知症を支援する活動を進めます。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、全国の認知症サポーター数を、平成 32 年度末までに 1,200 万人とすることを目標としています。

東浦町では、人口の 1 割以上が認知症サポーターになることを目指します。

イ 徘徊高齢者等検索メール配信システム（みまもりねっと）

●目的

認知症の方が徘徊により行方不明になった際、広域的かつ迅速に検索ができるようメール配信システムの活用を推進します。

●実施状況

- ・H27 徘徊高齢者検索メールシステム「みまもりねっと」運用開始
- ・H28 徘徊高齢者検索メールシステム「みまもりねっと」で認知症に関する情報を「認知症知っとこニュース」として奇数月に配信

区 分	27 年度	28 年度
メール配信システム登録者数（人）	539	650

●施策の展開

徘徊がある高齢者の家族に対し事業の説明を積極的に行い、全員の徘徊高齢者台帳への登録を推進します。

認知症の理解を深めるための啓発にも活用します。

ウ 徘徊高齢者等検索模擬訓練事業

●目的

認知症の高齢者が徘徊により行方不明になった場合に備え、地域住民、関係機関、行政が一体となった検索模擬訓練を実施することにより、認知症による徘徊への共通認識と、地域全体で高齢者を支えるという意識の向上を図ります。

●実施状況

検索時に、徘徊している高齢者に対する確かな声かけができるよう、模擬訓練開催前に講習会を開催します。

- ・H26 緒川新田地区にて阿久比町と合同で同報無線を使用した訓練を実施
- ・H27 徘徊高齢者検索メールシステム「みまもりねっと」と同報無線を利用し、石浜地区にて訓練を実施

- ・H28 徘徊高齢者捜索メールシステム「みまもりねっと」と同報無線を利用し、緒川新田地区にて東海市と合同で訓練を実施

●施策の展開

隣接する市町や町内全域を対象とする広域的な範囲を想定した模擬訓練の実施をするなど、地域力の向上に努めます。また、継続的に模擬訓練を実施します。

② 家族に対する支援の充実

ア 徘徊高齢者家族支援事業

●目的

徘徊の恐れのある高齢者の家族等に対し位置情報を探索するための専用端末機を貸与し、徘徊等で行方不明の場合に位置情報を提供することにより、早期の保護及び事故防止を図ります。

●実施状況

- ・ケアマネジャー等への周知を実施

専用端末機利用者数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
年間実利用者数（人）	5	9	6
年間延べ利用者数（人）	49	65	56

●施策の展開

より精度の高い機器を導入する等、徘徊高齢者の正確な位置情報を提供するための方法を検討します。

イ 認知症カフェ

●目的

認知症の方とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である認知症カフェを普及することで、認知症の方やその家族を支えます。

相談したり、役割を持って参加したりすることで、認知症の方やその家族の居場所としての役割も担います。

●実施状況

- ・H28 認知症カフェ（ひだまりカフェ）を毎週木曜日に実施
- ・H28 コミュニティによるカフェは不定期に実施
- ・H28 ボランティアによるカフェは毎月 1 回、場所を変えて実施

認知症カフェ実施回数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
ひだまりカフェ(回)	—	—	43
コミュニティ(回)	2	3	4
サロン巡回(回)	3	3	4
ボランティア(回)	—	13	13

●施策の展開

各地域に認知症カフェを開設できるように努めます。

認知症カフェの周知を進めます。

認知症カフェ連絡会など、認知症カフェの運営側を支える仕組みを検討します。

養成講座受講者を活用し、認知症カフェを支える仕組みを検討します。

③ 認知症支援体制の整備

ア 認知症高齢者支援事業

●目的

認知症の高齢者とその家族が住み慣れたまちで安心して暮らし続けるため、認知症地域支援推進員を中心に、認知症高齢者支援のネットワークを構築します。

●実施状況

- ・H27 認知症地域支援推進員を東浦町高齢者相談支援センターに2人配置
- ・H27 認知症高齢者等支援会議を開催
- ・H28 認知症地域支援推進員を東浦町高齢者相談支援センターに1人追加配置
- ・H28 認知症フォーラム in 東浦を開催
- ・H28 認知症ケアパスを作成し、医療・介護事業者、住民等に対し、周知を開始
- ・H28 認知症地域支援講座（多職種連携講座）を開催
- ・H28 認知症施策部会を年2回開催
- ・H28 認知症担当者会議を月1回開催

●施策の展開

買い物セーフティーネット加盟店への登録（認知症高齢者支援マップへの掲載）を推進します。

町内の商店・企業等へも認知症サポーター養成講座の受講やみまもりねっとへの登録を進め、町全体で見守りができる体制を構築します。

イ 認知症初期集中支援チーム

●目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

・H28 認知症初期集中支援チームモデル業務として、チーム員会議を10月から月1回実施

平成 30 年度の設置に向け、準備を進めていきます。
認知症初期集中支援チームについての周知を進めます。

認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

○認知症初期集中支援チーム 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を(個別の訪問支援)

○認知症地域支援推進員 一認知症の人がでるまで限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支える相談業務等を行う(専任の連携支援・相談等)



超高齢社会において、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい暮らしを維持できるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。

- ・H27 在宅医療・介護連携推進会議を開催
- ・H27 在宅医療・介護に関する課題抽出のため、関係者へアンケート実施
- ・H28 在宅医療介護連携部会を開催
- ・H28 情報共有システムの導入に向けてＩＣＴワーキング、研修・啓発のためのワーキングを開催し検討。

- ・H28 情報共有と連携強化のため、多職種研修会を実施し、関係者向けパンフレットを作成。
- ・H28 ホームページにて在宅医療・介護に関する啓発。
- ・H29 6月から情報共有システムを導入。

●施策の展開

在宅医療・介護の多職種が連携するための推進会議を継続していきます。

住民啓発のため、住民向け在宅医療・介護連携パンフレット作成や住民向け講演会を開催予定です。

多職種間での情報共有・連携強化のため、研修会の開催を予定しています。効率的な情報共有システムの活用・展開についても検討していきます。

在宅医療介護連携の整備状況について住民に周知するとともに、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(7) 地域ケア会議の活用

① 地域ケア会議の活用

●目的

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れたまちでの生活を地域全体で支援します。

●実施状況

個別ケースを検討する会議から、地域課題の解決を検討する会議を実施

区 分	27 年度	28 年度
個別：町主催	7	1
個別：包括主催	29	16
全体（地域づくり）：包括主催	7	7
全体：高齢者福祉・保健・包括担当者会議	12	12
全体：認知症対策担当者会議	—	12
全体：総合事業担当者会議	—	20
全体：生きがい活動通所事業方針会議	12	—
全体：高齢者・障害者虐待ネットワーク会議	(高齢者のみ)1	1
全体：地域包括ケア推進会議	—	2
全体：在宅医療・介護連携部会	(推進会議)2	3
全体：認知症施策部会	(推進会議)1	1
全体：生活支援部会	—	2
合計（回）	71	77

(注) 包括…東浦町高齢者相談支援センター

●施策の展開

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていけるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながるよう、高齢者相談支援センターと緊密に連携し、役割分担を行いながら、取組みを推進します。

(8) 高齢者の権利を守る支援の充実

① 虐待防止

●目的

高齢者虐待の発生予防、早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対し適切な支援を行うためのネットワークの構築等を行い、高齢者虐待への適切な対応と未然防止を図ります。

●実施状況

- ・H26 町内の介護保険事業所職員、知多北部広域連合内の認定調査員向けに、映像を用いて高齢者虐待対応の研修を実施
- ・H27 町内の介護保険事業所職員、町議会議員向けに、映像を用いて高齢者虐待対応の研修を実施
- ・H28 町内の介護保険施設職員向けに高齢者虐待防止研修会を実施

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
ネットワーク運営委員会（回）	1	1	1
モニタリング会議（回）※1	4	4	3
コアメンバー会議（回）※2	19	20	12
スクリーニング会議（回）	1	4	3
通報・相談件数（件）	20	20	13
虐待認定件数（件）	14	13	6
対応総件数（件）	61	63	53
終結件数（件）	12	14	10
研修会・講演会（回）	4	3	2

※1 平成28年度より支援会議

※2 平成28年度より虐待防止判定事務会議

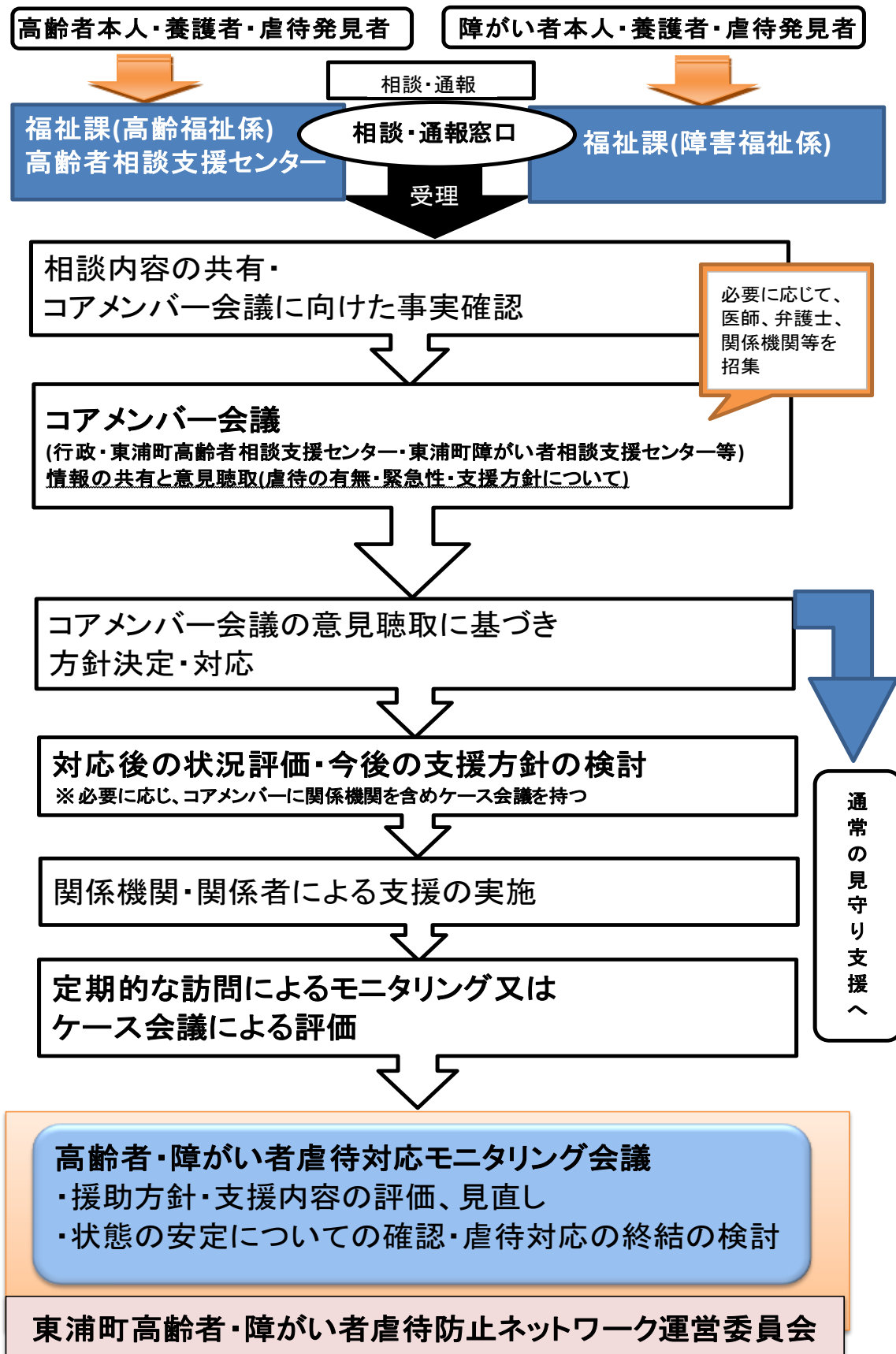
●施策の展開

高齢者虐待の発生予防のため、認知症への理解を深めるための啓発事業を実施します。

虐待相談窓口についての周知のため、広報紙やホームページ、リーフレットを活用します。

実態把握のため、医療・介護関係者に対してアンケートを実施し、課題を抽出し、今後の啓発や発生予防の参考にします。

《東浦町高齢者・障がい者虐待の対応フロー》



② 日常生活自立支援

●目的

判断能力が不十分な方に対し、愛知県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を仲介することにより、自立した生活を送ることができるよう福祉サービスの援助等を行います。

●実施状況

- ・高齢者相談支援センターと連携し、高齢者が安心して生活できる環境が整うよう事業のPRを行うとともに、必要と思われる方には積極的に利用を促進

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
相談回数（回）	0	5	4

●施策の展開

金銭管理が困難な高齢者等に対し、事業のPRと利用を積極的に推進し、高齢者等が在宅で安心して生活できる環境を整備します。

③ 成年後見制度利用促進

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行されました。

●目的

認知症等により判断能力が低下した高齢者を身体的虐待や財産侵害等から守るため、成年後見制度の利用を促進します。

●実施状況

- ・高齢者虐待や認知症の増加により、申立て件数が増加
- ・月に 1 回、役場での出張相談を広報で周知

町長申立て件数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
申立件数(件)	0	1	2

知多地域成年後見センター（東浦町分）実績

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
相談支援実件数(件)		80	76	68
相談支援延べ件数(件)		804	561	621
後見人受任件数(件)		53 (69)	58 (83)	73 (102)
支援 内容	後見(件)	26 (41)	28 (49)	33 (56)
	保佐(件)	25 (26)	27 (30)	33 (38)
	補助人(件)	2 (2)	3 (4)	7 (8)
対象	認知症(件)	28 (41)	32 (51)	40 (61)
	知的(件)	8 (8)	10 (10)	12 (13)
	精神(件)	15 (17)	14 (19)	19 (24)
	その他(件)	2 (3)	2 (3)	2 (4)

※後見人が成年後見センターに限る () は死亡者含む総数

●施策の展開

高齢者相談支援センターと連携し、高齢者等に対する制度の周知を行います。
知多地域成年後見センターと協力し、迅速な後見等の決定ができるよう努めます。

④ 養護老人ホーム短期入所措置

●目的

介護保険サービスが利用できない要援護高齢者を一時的に養護老人ホームに短期入所させることにより、要援護高齢者の生活の安全と介護する家族の負担軽減を図ります。

●実施状況

- ・ 高齢者虐待により保護が必要なケースは増加しているが、介護保険を利用して施設入所し分離する方が増加

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
年間実利用者数（人）	0	1	1
年間延べ利用日数（日）	0	2	8

●施策の展開

高齢者虐待等により、家族との分離が必要な高齢者に対する一時的な避難場所として養護老人ホームが利用できる制度の整備を図ります。

⑤ 施設措置

●目的

虐待を受けた高齢者を施設措置することにより、被虐待者の生命の安全を確保し、虐待者に対する指導、矯正等の支援を進め、虐待の防止を図ります。

●実施状況

- ・介護保険サービスを利用できない方に対応できるよう要綱を改正

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
実利用人数（人）	1	5	2
延べ利用日数（日）	39	61	199

●施策の展開

多様化するケースの状況下で、高齢者が虐待を受けた場合に迅速に対応するため要綱などの整備を必要に応じて検討し、虐待を受けた高齢者の安全確保の強化を図ります。

（９）安心・住みよいまちづくりの推進

① 高齢者あんしんカード（ひとり暮らし高齢者）登録

●目的

ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる状態の高齢者の情報や緊急連絡先をあらかじめ台帳として登録しておくことにより、緊急時の迅速な対応が可能となる体制を確保します。

●実施状況

- ・登録者・対象者一斉調査（３月～６月）の実施
- ・窓口、広報、チラシの配布等による周知
- ・民生委員、各地区防災会、半田消防署東浦支署へ情報の提供、共有

区 分	26 年度			27 年度			28 年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
登録者数 （人）	171	523	694	166	536	702	186	556	742

●施策の展開

民生委員や高齢者相談支援センター等との連携を密にするとともに、事業の周知に努めることにより、対象者を見逃さない体制の構築を進めます。

登録条件の見直しを行い、ひとり暮らしに限らず真に支援が必要な高齢者の登録を行います。

② 避難行動要支援者登録（災害時要援護者登録事業）

●目的

災害時において、一連の行動に対してハンデを負うひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、要介護者、障がい者、難病の方等を避難行動要支援者として登録することにより、関係者間で情報を共有し、地震や風水害等の災害時に迅速な避難誘導や安否確認ができる体制を確保します。

●実施状況

- ・民間社会福祉施設との間に、福祉避難施設の協定を締結（11 施設）
- ・H27 登録対象者の変更（法改正により）
- ・H27～民生委員、各地区防災会、社会福祉協議会等へ情報の提供、共有
- ・H27～広報紙などによる登録の周知

区 分	26 年度			27 年度			28 年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
登録者数（人）	58	134	192	92	166	258	121	213	334

●施策の展開

自主防災会、民生委員等との協力を図り、台帳の有効的な活用を進め、個別計画の作成を検討します。

東浦町地域防災計画において、避難行動要支援者を対象とした新たな福祉避難所の指定、福祉避難所への移送を検討します。

また、災害時に避難施設として使用できる民間社会福祉施設の拡大に努めます。

③ ひとり暮らし高齢者等見守り

●目的

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して電話掛けによる見守りを定期的に行うことで、安否の確認・孤立感の解消を図ります。

●実施状況

- ・シルバー人材センターに電話掛け業務を委託し、事業を実施

区 分	28 年度
年間実利用者数（人）	49

●施策の展開

見守りを必要とする高齢者に対して、民生委員やケアマネジャーと連携して利用の促進を図ります。定期的な声掛けを行うことにより安否確認や健康状態、困っていることはないか等の確認をし、地域で孤立することなく安心した生活が送れるよう支援します。

④ 地域見守り推進

●目的

民間事業所から「日常業務の中で感じた異変」について連絡、通報が得られる「あんしん見守り隊」によって広範な見守り支援を行います。

●実施状況

- ・東浦町地域見守り事業協定書の締結、あんしん見守り隊の発足
- ・事業所と連携し、異変があった対象者の安否確認を実施

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
登録事業所数（カ所）	15	16	17

協定事業所

中日新聞 森岡専売店	有限会社ミルク流通センター篠田
中日新聞 緒川専売店	半田郵便局
中日新聞 緒川新田専売店	東浦町水道事業
中日新聞 石浜専売店	生活協同組合コープあいち
中日新聞 生路専売店	東邦ガス株式会社
中日新聞 藤江専売店	愛知中央ヤクルト販売株式会社
中日新聞 東ヶ丘専売店	中部電力株式会社
朝日新聞サービスアンカー	第一生命保険株式会社
森永東浦ミルクセンター	

●施策の展開

見守り隊である事業所と日頃より連携をとることで、異変があった際に速やかに連絡・協力の取れる体制を整えます。

⑤ ごみ出し支援

●目的

住民の健康で快適な生活を確保し、地域の環境美化を推進することを目的として、可燃ごみを所定のごみステーションまで搬送することが困難な世帯に対し、ごみ出し支援事業を実施しています。

●対象者

可燃ごみを自力でごみステーションまで搬送することが困難な方であって、次に掲げる方のみで構成される世帯

- 1 避難行動要支援者名簿に登録されている方
- 2 65 歳以上の方

●実施状況（平成 27 年 7 月から事業開始）

区 分	27 年度	28 年度
支援世帯数(件)	25	35

地区別延べ支援回数

地区	27 年度	28 年度
森岡	69	158
森岡台	186	312
緒川	83	250
緒川新田	141	165
東ヶ丘	0	0
石浜東	22	99
石浜中	91	139
石浜西	33	86
生路	12	0
藤江	32	117
合計(件)	669	1,326

●施策の展開

各地区連絡所長や民生委員と連携を図り、ごみ出し困難な世帯への支援を進めていきます。

⑥ 運転免許自主返納

高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正道路交通法」という。）が、平成27年6月に公布され、平成29年3月12日に施行されました。

改正道路交通法により、一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査を行い、その結果が直近において受けた認知機能検査の結果と比較して悪くなっている者等について、臨時高齢者講習を実施することとなりました。

また、運転免許の更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者について、その者の違反状況にかかわらず、医師の診断を要することとなりました。

運転免許の自主返納制度

高齢運転者が身体機能の低下等を理由に自動車等の運転をやめる際には、本人の申請により運転免許の取り消しをする制度です。

また、運転免許の返納後5年以内に申請すれば、運転経歴証明書の交付を受けることができ、金融機関の窓口等で本人確認書類として使用することができます。

●目的

高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許を自主的に返納する65歳以上の高齢者を支援するとともに、公共交通機関の利用促進のきっかけとするためです。

●対象者

満 65 歳以上の方で、有効期限内のすべての運転免許を自主返納された方（運転免許自主返納の手続きをしてから 1 年以内に役場で申請をしていただく必要があります。）

●実施状況

高齢者で運転免許を自主返納された方を対象に支援を行っています。①東浦町運行バス「う・ら・ら」の定期券 3 ヶ月分または回数券 6,000 円分②公共交通利用券などから 1 つ（町が発行する 3,000 円分の共通タクシー券、TOICA（JR 東海）3,000 円分、manaca（名古屋鉄道）3,000 円分、その他交通系 IC カードのチャージ料金 3,000 円分）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
申請者数(人)	—	—	143

●施策の展開

半田警察署免許更新場所内におけるチラシの掲示や、東浦町運行バス「う・ら・ら」車内における広告の掲示、高齢者の交通安全教室の際に周知を図る等により、より多くの方に本支援事業を利用していただけよう働きかけます。

また、定期的に申請者の皆さまにアンケートを行い、より魅力的な事業へ発展していくよう検討します。

⑦ シルバーハウジング生活支援

●目的

県が設置するシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に居住する高齢者世帯に対し、生活援助員（LSA）を派遣して安否の確認や緊急時の対応等のサービスを提供することにより、当該入居者の在宅生活を支援します。

生活援助員が緊急時に円滑に関係機関に連絡し、対応できる体制の整備を進めます。

土日祝日、夜間の生活援助員が不在の際の緊急時対応方法の確立を図ります。

●実施状況

- ・ 高齢者世帯に対する生活援助員（LSA）による緊急時の対応、安否確認、生活相談等を実施
- ・ 町内在住の入居希望者に対する、優先的な入居について県へ要望

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
入所戸数（戸）	31	31	31
入所者実人数（人）	37	36	35

●施策の展開

町内に在住する援助が必要な入居希望者が優先的に入所できるよう県に働きかけていきます。

2 いきいきと活動するために

(生きがいつくりと社会参加の促進)

(1) 老人クラブの支援

① 老人クラブへの支援

●目的

クラブ活動、生きがい・健康づくりの支援や、活動場所を提供し、高齢者の地域での仲間づくりや健康・生きがいつくりを進めます。

●実施状況

- ・老人クラブ連合会、単位老人クラブ及び各クラブ活動に対し、補助金を交付
- ・広報紙に会員募集の記事を掲載
- ・H28 緒川地区が全国老人クラブ連合会「活動賞」を受賞
- ・H29 緒川新田地区が全国老人クラブ連合会「活動賞」を受賞

●活動内容

スクールガード・近隣地区の草刈り

友愛活動・保育園との交流・福祉施設への訪問・活動

スポーツサークル活動・小学校との交流・文化・学習サークル活動

生活支援活動

老人クラブ会員

区 分	26 年度		27 年度		28 年度	
単位老人クラブ（数）	66		67		67	
老人クラブ会員数（人）	3,224		3,112		2,980	
60 歳以上人口（人）	14,316		14,778		14,928	
入会率（％）	22.5		21.1		20.0	
地区別	会員 （人）	クラブ （数）	会員 （人）	クラブ （数）	会員 （人）	クラブ （数）
森岡	415	8	415	8	393	8
緒川	679	13	679	13	620	13
緒川新田	603	13	603	13	603	13
石浜	536	12	536	12	489	12
生路	430	10	430	10	399	10
藤江	561	11	561	11	476	11

老人クラブ活動

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
ゲートボール部	11	—	—
芸能部	370	331	329
囲碁・将棋部	134	132	121
園芸部	162	129	120
グラウンド・ゴルフ部	183	177	167
陶芸部	53	56	42
体操部	—	—	63
合計（人）	913	825	842

※ゲートボール部は平成 26 年度末で廃部

※体操部は平成 28 年度から新設

老人クラブ会員 年齢構成

区 分	29 年度
55～59 歳	1
60～64 歳	27
65～69 歳	241
70～74 歳	514
75～79 歳	704
80～84 歳	613
85～89 歳	435
90～94 歳	208
95～99 歳	53
100 歳以上	8
年 齢 不 詳	10
合計（人）	2,814

●施策の展開

老人クラブ加入率の増加を図り、魅力的なクラブ活動の在り方や活動方法などを検討します。

会員増加のために、高齢者の方々に親しみを持ってもらえるような名称への変更や、ホームページ等を利用した活動の啓発を行います。

また、平成 26 年 2 月に示した補助金見直し方針に沿い、老人クラブへの補助金の見直しについて検討中です。

(2) 老人憩の家の運営

① 老人憩の家の活用と整備

●目的

高齢者が身近で気軽に利用できる施設として、町内老人憩の家及び東ヶ丘交流館を整備し、自由に開放することで、閉じこもりがちな高齢者の外出を促し、健康の維持や地域交流の場を提供します。

●実施状況

- ・H27 石浜老人憩の家耐震工事等改修設計
- ・H28 石浜老人憩の家耐震改修等工事・外壁塗装工事

利用者数

地区	延べ利用者数（人）		
	26 年度	27 年度	28 年度
森岡老人憩の家	4,584	4,168	3,787
緒川老人憩の家	5,317	5,624	6,470
相生老人憩の家	866	1,299	1,095
緒川新田老人憩の家	4,549	4,537	4,269
石浜老人憩の家	9,521	8,180	3,576
生路老人憩の家	2,796	3,000	3,218
藤江老人憩の家	4,698	4,335	4,412
東ヶ丘交流館	3,842	4,337	4,611
合 計	36,173	35,480	31,438

開放日利用者数（再掲）

地区	26 年度		27 年度		28 年度	
	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)
森岡老人憩の家	46	1,663	45	1,468	47	1,257
緒川老人憩の家	50	1,044	51	1,072	46	860
相生老人憩の家	36	248	32	275	34	254
緒川新田老人憩の家	45	930	41	879	45	1,045
石浜老人憩の家	49	2,010	48	2,018	23	659
生路老人憩の家	41	765	44	951	48	1199
藤江老人憩の家	51	560	49	540	49	414
東ヶ丘交流館	34	355	40	693	33	511
合 計	352	7,575	350	7,896	325	6,199

●施策の展開

老人憩の家利用者からの意見を積極的に採り入れ、高齢者が使いやすい施設の整備と、老朽化に対応した計画的な改修を進めます。

老人憩の家一般開放事業を進め、高齢者が誰でも気軽に利用できる施設整備、運営を進めます。

(3) シルバー人材センターの支援

① シルバー人材センターへの支援

●目的

就業を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する 60 歳以上の高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めます。

●対象者

- ・東浦町に在住する原則 60 歳以上の方

●実施状況

- ・ワンコインサービス、御用聞きサービスを実施
- ・定期的に広報へ会員募集記事を掲載
- ・回覧板へ会員募集記事を掲載（４・７月）
- ・チラシのポスティング（数回/年）
- ・シルバー人材だより（全戸配布）による会員募集（９月）
- ・委託による軽度生活援助事業・家具転倒防止器具取付け事業を実施
- ・H27～65 歳成人式で事業 P R 活動
- ・H28 高齢者等見守り事業の電話掛け業務を社会福祉協議会から受託
- ・H28 役場で事業 P R 活動
- ・H29 出張入会説明会を偶数月に開催

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
会員数	男性	280	264	258
	女性	164	154	155
	合計（人）	444	418	413
入会率（％）※		3.0	2.8	2.7
就業件数（件）		3,571	3,555	3,283
就業実人員（人）		443	431	442
就業延べ人数（人）		62,115	59,025	57,831
配分金（千円）		205,051	195,443	191,913

※60 歳以上人口

家事支援サービス

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
延べ件数（件）	553	518	379
再掲：ワンコインサービス（件）	231	207	136
再掲：御用聞き会員数（人）	28	33	16

●施策の展開

働く意欲のある高齢者や団塊の世代の社会参加を促し地域の活性化を図るため、シルバー人材センターが行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活動の支援を進めます。

行政からの積極的な業務の発注に努めます。

（４）生きがい活動の推進

① 敬老事業の充実

●目的

75 歳以上の方の多年にわたる社会貢献に敬意を表し、長寿を祝う敬老事業を実施することにより、高齢者の生きがいへの寄与や地域交流の機会を提供します。

●実施状況

- ・各地区では踊り、カラオケ、楽器演奏といった催し物や記念品贈呈が行われています。
- ・H28 各地区コミュニティに敬老事業対象者に関するアンケートを実施
- ・H29 特別養護老人ホームうのさと茜邸が追加実施

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
敬老会対象者（人）		5,148	5,457	5,762
祝金・品	米寿（人）	155	168	190
	白寿（人）	18	17	10
	数え 100 歳（人）	13	14	11

地区別実施状況

区 分	26 年度		27 年度		28 年度	
	対象者	参加者	対象者	参加者	対象者	参加者
森岡	990	120	1065	173	1,129	180
緒川	944	116	991	128	1,034	127
緒川新田	852	67	910	44	954	66
石浜（郷中）	512	70	533	80	574	72
石浜（分譲）	258	74	293	81	323	83
石浜（県住）	201	202	217	202	246	246
平池台	42	28	49	27	56	30
生路	545	79	572	70	599	80
藤江	661	200	679	230	698	330
東和荘	102	101	103	103	96	96
メドック東浦	41	41	45	45	61	61
合 計（人）	5,148	1,098	5,457	1,183	5,770	1,244

●施策の展開

今後の課題として、各地区に委託している敬老会の対象者が増加していることから、敬老会の開催場所、在り方を含めた事業実施についての検討を進めます。

② ふれあいサロンの支援

●目的

地域の住民が気軽に集い、交流できる場所を提供することにより、高齢者等の閉じこもりの防止や健康維持を図ります。

●実施状況

- ・ 社会福祉協議会に登録しているサロンについて、必要に応じた支援を継続的に実施

区 分	26 年度		27 年度		28 年度	
	延べ 開催数	延べ 参加者数	延べ 開催数	延べ 参加者数	延べ 開催数	延べ 参加者数
① ふれあいサロン東ヶ丘 (東ヶ丘交流館)	157	2,423	156	2,477	161	2,419
② 森岡台ふれあいサロン (森岡台自治会集会所)	50	823	49	771	42	582
③ 新田ふれあいサロン (緒川新田老人憩の家)	45	718	54	681	46	739
④ 藤江ふれあいサロン (藤江老人憩の家)	46	960	43	980	45	1,059
⑤ 平池台ふれあいサロン (平池台自治会集会所)	45	565	45	475	46	489
⑥ 生路ふれあいサロン (生路コミュニティセンター)	23	515	23	506	23	505
⑦ 石浜ふれあいサロン東 (石浜区民館)	41	1,045	40	1,010	42	1,032
⑧ 緒川わいわいサロン (緒川老人憩の家)	41	1,284	40	1,293	43	1,196
⑨ いきいきサロン (県営東浦住宅集会所)	23	233	23	304	21	371
⑩ 楽らくサロン (石浜中自治会集会所)	45	1,023	44	1,044	43	933
⑪ 米田ふれあいサロン (東浦葵ノ荘団地集会所)	24	274	22	255	24	317
⑫ 平池台青空サロン※ (平池台自治会集会所)	101	491	102	407	51	256
⑬ みんなのサロン卯の里 (緒川新田老人憩の家)	22	535	21	496	22	640
⑭ もりおかコミュニティ広場どんぐり (森岡コミュニティセンター)	45	1,260	44	1,234	44	1,207
⑮ いしはまサロン (石浜コミュニティセンター)	—	—	8	188	20	371
⑯ 東ヶ丘サロン歌座 (東ヶ丘交流館)	—	—	—	—	23	718
⑰ 平池台音楽サロン (平池台自治会集会所)	—	—	—	—	33	147
合 計 (回/人)	708	12,149	714	12,121	729	12,981

※小学生向けのサロン

●施策の展開

運営協力者の確保とともに、既存施設を利用したより多くのサロン活動の場所の提供を推進します。

身近な地域における住民同士による支えあいの拠点づくりとして、各地区のコミュニティ推進協議会等との連携を推進します。

③ 高齢者社会参加の促進

ア 65 歳成人式

●目的

同世代での地域のつながりが希薄である現状を踏まえ、前期高齢者になったばかりの 65 歳到達者を対象に、懇親会で仲間づくりと地域参加を促す機会を提供します。

●実施状況

- ・公募による実行委員会が企画・運営を実施
- ・前年度対象者に地域参加についてのアンケートを実施

区 分	対象者数（人）	参加者数（人）
27 年度	676	109
28 年度	667	123

●施策の展開

高齢者が参加しやすくなるよう、開催方法の検討をします。
社会参加者が増加するような仕組みづくりを検討します。

3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)

(1) 介護保険サービスの推進

① 介護保険サービス

●目的

介護保険制度の円滑な運営と住民の利便性を確保するため、知多北部広域連合と連携して業務を実施します。

●実施状況

介護保険制度利用に関する受付

要介護・要支援認定審査判定の状況(東浦町)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
申請件数 (件)	1,910	1,998	1,925
(再掲) 新規	476	550	457
更新	1,260	1,288	1,265
区分変更等	158	149	182
転入	16	11	21

資料:「知多北部広域連合」各年度末数値

保険給付状況(各年3月から翌年2月利用分:東浦町)

区分		26年度	27年度	28年度
(1) 居宅サービス	介護予防サービス(件)合計	4,811	4,780	5,253
	介護サービス(件)合計	26,916	28,581	28,225
	訪問介護			
	介護予防サービス(件)	1,001	1,010	1,009
	介護サービス(件)	3,300	3,447	3,438
	訪問入浴介護			
	介護予防サービス(件)	0	0	0
	介護サービス(件)	186	162	192
	訪問看護			
	介護予防サービス(件)	372	389	425
	介護サービス(件)	2,083	2,449	2,531
	訪問リハビリテーション			
	介護予防サービス(件)	26	3	1
	介護サービス(件)	138	104	124
	通所介護			
	介護予防サービス(件)	1,149	1,234	1,362
	介護サービス(件)	5,716	6,033	5,016
	通所リハビリテーション			
	介護予防サービス(件)	490	446	557
	介護サービス(件)	2,562	2,464	2,512
	福祉用具貸与			
	介護予防サービス(件)	1,463	1,405	1,522
	介護サービス(件)	6,465	6,750	6,905
	短期入所生活介護			
	介護予防サービス(件)	8	4	19
	介護サービス(件)	1,416	1,365	1,297
	短期入所療養介護			
	介護予防サービス(件)	7	1	1
	介護サービス(件)	427	400	415
	居宅療養管理指導			
	介護予防サービス(件)	131	148	243
	介護サービス(件)	3,787	4,436	4,806
	特定施設入居者生活介護			
	介護予防サービス(件)	62	42	59
	介護サービス(件)	568	687	733
	福祉用具購入			
	介護予防サービス(件)	54	48	55
	介護サービス(件)	159	159	158
	住宅改修			
	介護予防サービス(件)	48	50	58
	介護サービス(件)	109	125	98
(2) 地域密着型サービス	介護予防サービス(件)合計	74	65	54
	介護サービス(件)合計	2,057	2,187	2,134
	認知症対応型共同生活介護			
	介護予防サービス(件)	2	9	0
	介護サービス(件)	622	764	762
	認知症対応型通所介護			
	介護予防サービス(件)	17	10	16
	介護サービス(件)	669	633	622
	小規模多機能型居宅介護			
	介護予防サービス(件)	55	46	38
	介護サービス(件)	449	475	467
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	介護サービス(件)	298	281	245
(3) 施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	介護サービス(件)	19	23	26
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	介護サービス(件)	0	11	12
	地域密着型通所介護			
	介護サービス(件)			1,160
(3) 施設サービス	介護サービス(件)合計	3,281	3,367	3,585
	介護老人福祉施設			
	介護サービス(件)	1,790	1,755	1,993
	介護療養型医療施設			
	介護サービス(件)	38	55	48
	介護老人保健施設			
	介護サービス(件)	1,453	1,557	1,544

東浦町の施設整備の現状と計画

区 分		単位	北部中		東浦中		西部中	
日常生活圏域内の状況	人口（平成29年4月1日現在）	人	16,431		26,140		7,848	
	高齢者人口（ 〃 ）	人	4,498		5,573		2,286	
	前期高齢者（ 〃 ）	人	2,323		2,976		1,334	
	後期高齢者（ 〃 ）	人	2,175		2,597		952	
	高齢化率（ 〃 ）	%	27.4		21.3		29.1	
	前期高齢化率（ 〃 ）	%	14.1		11.4		17.0	
	後期高齢化率（ 〃 ）	%	13.2		9.9		12.1	
(1)施設サービス		施設数	2ヶ所		1ヶ所		1ヶ所	
		定員	220人		80人		29人	
介護老人福祉施設	施設数	1ヶ所	メドック東浦	1ヶ所	東和荘			
	定員	120人		80人				
介護老人保健施設	施設数	1ヶ所	相生					
	定員	100人						
地域密着型介護老人福祉施設	施設数					1ヶ所	うのさと茜邸	
	定員					29人		
(2)居住系サービス		施設数	2ヶ所		7ヶ所		1ヶ所	
		定員	36人		235人		18人	
特定施設入居者生活介護	施設数			4ヶ所	東和荘(養護)40人 ベティさんの家70人 敬愛苑東浦30人 敬愛苑藤江30人			
	定員			170人				
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数			1ヶ所	つくし			
	定員			29人				
認知症対応型共同生活介護	施設数	2ヶ所	もくせいの家18人 メドックガーデンビレッジ18人	2ヶ所	かえで 18人 さくら 18人	1ヶ所	うのさと茜邸	
	定員	36人		36人		18人		
	施設数			1ヶ所	第7期整備予定			
	定員			18人				
(3)居宅系サービス		施設数	3ヶ所		2ヶ所		1ヶ所	
		定員	48人		49人		12人	
認知症対応型通所介護	施設数	2ヶ所	「とんと」森岡12人 メドックガーデンビレッジ12人	1ヶ所	「とんと」古譚	1ヶ所	うのさと茜邸	
	定員	24人		24人		12人		
小規模多機能型居宅介護	施設数	1ヶ所	「とんと」沙羅居	1ヶ所	つばき			
	定員	24人		25人				
(4)通所リハビリテーション施設		施設数	相生	1ヶ所	フィロス			
		定員		30人		40人		
(5)短入所生活介護施設		施設数	メドック東浦	1ヶ所	東和荘			
		定員		20人		16人		
(6)地域密着型通所介護施設		施設数		2ヶ所	社会福祉協議会 もみじ	2ヶ所	ゆるり屋 ゆるり屋はちまき	
		定員						
(7)居宅介護支援事業所		事業所数	3ヶ所	相生 メドック東浦 星の花	4ヶ所	東和荘 グラシア なのはな 社会福祉協議会	2ヶ所	ピースフル ワンハートみなみ
(8)有料老人ホーム		施設数			4ヶ所	ベティさんの家70人 つくし29人 敬愛苑東浦30人 敬愛苑藤江30人		
		は整備希望施設数						

② 包括的支援

ア 高齢者相談支援センターの職員体制(各年度末)

職 種	26 年度		27 年度		28 年度	
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
保健師、看護師	1	1	1	2	1	2
社会福祉士	2	1	3	1	3	1
主任介護支援専門員 介護支援専門員	3	0	2	0	2	0
事務職員	1 (兼務)	1	1 (兼務)	1	0	1
合計 (人)	7	3	7	4	6	4

イ 総合相談・支援事業

●目的

高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談内容によって、サービス、制度に関する情報提供や関係機関への紹介をします。

●実施状況

- ・各地区で開催する民生委員との情報交換会、介護保険で認定が出ているサービス未利用者の把握、二次予防事業対象者の全数把握等により、問題を抱える高齢者の把握と支援
- ・平成 29 年度から地域福祉相談支援事業（コミュニティソーシャルワーカー）との連携を図り、複合課題を抱える世帯全員への支援

相談者実人数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
相談者実人数 (人)	2,717	2,552	2,546

相談件数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
利用者・家族・親族等を対象とした相談等	7,360	7,556	7,916
関係者・関係機関等を対象とした相談等	10,007	9,506	9,384
合計 (件)	17,367	17,062	17,300

※(実態把握、二次予防事業の対象者の把握、継続的な支援を含む)

相談内容別件数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
①介護保険制度に関すること	6,646	6,909	8,338
②介護予防事業に関すること	2,833	2,544	2,296
③介護負担や介護方法等に関すること	508	437	264
④福祉用具に関すること	643	574	548
⑤住宅改修に関すること	599	446	593
⑥施設入所に関すること	886	726	672
⑦認知症に関すること	431	559	759
⑧成年後見制度等に関すること	702	407	538
⑨消費者被害に関すること	14	15	28
⑩虐待に関すること	245	384	253
⑪生活支援に関すること	1,110	1,843	1,519
⑫福祉サービスに関すること	855	806	871
⑬医療・保健サービスに関すること	2,424	2,555	1,741
⑭その他	2,328	2,059	2,297
合計（件）	20,224	20,264	20,717

対応別件数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
相談支援	7,261	7,719	8,070
情報提供	452	496	433
申請代行	150	117	140
他機関との連絡調整	9,865	9,321	9,311
その他	5	8	4
合計（件）	17,733	17,661	17,958

●施策の展開

介護保険で認定が出ているサービス未利用者の把握及び民生委員等との連携によるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、問題を抱える高齢者の把握と支援に努めます。
また、福祉のワンストップ相談窓口機能の構築を目指します。

ウ 権利擁護業務

●目的

認知症のある高齢者の保護や虐待の防止・早期発見など、高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を送られるよう取り組んでいます。

●実施状況

- ・認知症及び虐待防止に係る啓発、各種会議、研修の実施
- ・認知症初期集中支援チームモデル業務として、チーム員会議を平成 28 年 10 月から月 1 回で実施
- ・認知症カフェ「ひだまりカフェ」を平成 28 年 5 月から週 1 回実施

虐待ケース

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
虐待ケース（人）	51	52	55

●施策の展開

認知症のある高齢者を把握し、適切なサービス利用につなげます。認知症高齢者支援事業と連携することで、認知症の啓発やネットワークの構築を図ります。

虐待の防止・早期発見では、高齢者虐待防止事業と一体的に業務を遂行し、高齢者虐待の防止と養護者（介護者）支援を図ります。

社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）、知多地域成年後見センター（成年後見制度）と連携し、切れ目のない支援につなげます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

●目的

高齢者の心身の状態が変化しても、適切なサービスを継続して利用できるように、地域の医療施設等と連携しています。また、介護支援専門員の支援を行っています。

●実施状況

- ・東浦町居宅介護支援事業所連絡協議会、主任介護支援専門員連絡会を通じて、町内の介護支援専門員との連携強化
- ・民生・児童委員とは毎年、地区別で情報交換会を実施し、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように支援
- ・地域包括ケア推進会議、各種部会（認知症施策部会、地域生活支援部会、在宅医療介護連携部会）に事務局として参加

支援困難事例等への指導・助言

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
①介護支援専門員等に対する指導・助言	320	252	538
②同行訪問	57	41	29
③サービス担当者会議等への同席	17	16	11
合計（件）	394	309	578

●施策の展開

介護支援専門員、民生委員、他の相談機関等と連携して、多問題世帯への支援を行います。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムの体制づくりを行っていきます。

オ 介護予防ケアマネジメント業務

●目的

二次予防事業の対象者実態把握、介護予防事業の勧奨、利用につなげています。

●実施状況

- ・健康課と連携し、積極的総合相談と位置づけ、二次予防事業対象者の全数把握（H28年度まで）
- ・介護予防健診や基本チェックリスト未実施者の実態を把握
- ・H29 総合事業開始により、二次予防事業対象者の実態把握がなくなるため、後期高齢者（75歳以上）を対象としたフレイルチェックで把握された方に対し、必要な支援につなげています。

介護予防ケアマネジメント件数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
介護予防ケアマネジメント数（件） /二次予防事業の対象者（人）	188/1,665	154/1,498	153/1,554

●施策の展開

国立長寿医療研究センター及び健康課と連携し、フレイルチェックで把握された方に対し、詳細にアセスメントし、介護予防事業への参加、または、病院での総合機能評価の必要性の判定を促すなど、地域全体の健康寿命延伸を目指します。

カ 指定介護予防支援事業

●目的

要支援１・２と認定された方に介護予防サービス（予防給付）が適切に提供されるように調整を行っています。

●実施状況

- ・高齢者相談支援センターが主催する年３～４回の「ケアプラン事例検討会」に町内の介護支援専門員に参加いただき、利用者の自立支援を目指したサービス計画作成を促進
- ・経験の浅い介護支援専門員や、一人で開業している介護支援専門員の支援

指定介護予防支援件数

区 分	26 年度	27 年度	28 年度
要支援１・２の介護報酬請求数（件）	259	272	296
再掲：居宅介護支援事業所への委託数（件）	203	212	228

●施策の展開

利用者の状態に適した介護予防サービス計画を作成し、自立支援につながるよう
に努めます。

要支援者に対する予防サービスの提供が適切にできるよう、サービス担当学会議
等において、介護支援専門員からの相談や、助言を積極的行います。

資料編 II 用語解説（50 音順）

あ アセスメント

対象者の身体状況や生活環境等を把握し、抱える問題等を整理・把握するチェックリストであり、対象者が生活を維持・向上させていく上で必要とすることを把握します。

え NPO法人

特定の非営利活動を行い、社会の向上発展をめざす法人をいいます。

お オレンジメイト

認知症サポーターフォローアップ講座を受講された人の称号です。

オレンジパラソル

認知症サポーターやオレンジメイトによるボランティアグループです。認知症カフェをはじめ、地域の認知症支援活動において活躍しています。

か 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況等に応じ、適切なサービスを利用できるように、保険者、居宅サービス事業者、施設等の事業者との連絡調整を行う専門職のことです。

介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、厚生労働大臣が定める基本指針に沿って、市町村（保険者）が策定する事業計画です。計画期間は、3年を1期とし、事業計画の内容は、保険料算定の基礎として用いられます。

介護保険被保険者

第1号被保険者と第2号被保険者があり、第1号被保険者は市町村（保険者）の区域内に住所を有する65歳以上の人（住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。）で、第2号被保険者は市町村（保険者）の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。）をいいます。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心になって、地域の実情に応じて、住民等が多様な主体によるサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

→39 ページ参照

介護療養型医療施設

療養病床を有する病院・診療所であって、その病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話や機能訓練その他必要な医療を行う入院施設です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所定員が30人以上の特別養護老人ホームであって、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする寝たきり、認知症の要介護者で、居宅では適切な介護を受けられない人に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う入所施設です。

介護老人保健施設

症状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う入所施設です。

買い物セーフティネット

地域でネットワークを作り、日常生活の買い物でトラブルが生じやすい認知症の方々を支えるための活動です。買い物セーフティネット協力店には、サポーター養成講座を受講した従業員がおり、認知症高齢者が買い物で困った際にも適切な援助をすることができます。

き 基本チェックリスト

事業対象者に該当するかを判定するため、要介護状態などの原因となる生活機能の低下の有無を確認する25項目からなる質問票です。

居宅介護サービス計画（ケアプラン）

介護支援専門員が、要介護者等や家族の要望に沿ったサービスが適切に利用できるよう、その人に合ったサービスを組み合わせて作成するものをいいます。

居宅介護支援

要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案した居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整やサービスの給付管理等を行います。また要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、その介護保険施設等への紹介等を行います。

居宅介護支援事業者連絡協議会

町内の居宅介護支援事業者で構成され、自主的な研修活動等を行い、資質の向上と情報交換が図られています。

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

要介護者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

け ケアマネジメント

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえてケアプランを作成し、適切な介護サービス等が利用できるよう、事業者との連絡調整などを行うことです。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

こ 広域連合

平成6年の地方自治法の改正により、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国や県からの権限や事務の受け入れ体制を整備するために創設された特別地方公共団体です。なお、介護保険の保険者は、市町村及び特別区ですが、広域連合も保険者となり得ます。東浦町、東海市、大府市及び知多市は、「知多北部広域連合」を平成11年6月に設立し、介護保険事業を行っています。

高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯のことです。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

「地域の福祉相談員」として地域に出向き、困りごとのある方の相談を受けます。制度の「はざま」や複数の課題を抱えるなど、公的サービスだけでは対応が困難なケースの解決に取組み、相談内容に応じて、支援ができる機関につないで解決支援を行います。

さ 災害弱者（避難行動要支援者）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいいます。

し 事業対象者

厚生労働省が作成した25項目の質問（基本チェックリスト）に「はい」「いいえ」で答え、その結果で生活機能の低下が見られ、総合事業対象の基準に該当すると判断された方。

社会福祉士

身体や精神の障がいや環境などの理由により、日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供をする人や医療関係者との連絡、調整その他の援助を行う人のことをいいます。

住宅改修費の支給

要介護者等の住宅において、段差解消や便所・浴室等の改修費の一部を支給するサービスです。

主任介護支援専門員

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など介護支援専門員の業務に対し、十分な知識と経験を有する

介護支援専門員であり、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得した人をいいます。

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

要介護者等に対し、「通い（日中ケア）」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせるなどして、在宅生活の継続の支援をするサービスです。

常設型居場所

地域の資源を活用して、地域の住民が気軽に集い、交流ができる居場所。

シルバー人材センター

定年退職者などの高齢者に対し、ライフスタイルに合わせた就業の機会や、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加の場を提供する組織です。

シルバーハウジング

バリアフリー化に対応するとともに、生活指導・相談、安否確認、緊急時対応等を行う生活援助員（L S A）が配置された公営住宅等をいいます。長時間、水を使用しないと通報されるシステム等が設置されています。

す スクリーニング会議

高齢者虐待の事案に対し、その対応に向けて、医師、行政、高齢者相談支援センター、福祉関係者等により、その虐待の度合い、対処法などを検討する会議をいいます。

せ 生活援助員（L S A）

ライフ・サポート・アドバイザーの略で、シルバーハウジングの入居者に対して、日常の生活相談、電話や訪問による安否確認、緊急時における連絡等を行う人のことをいい、入居者の在宅生活を支援します。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者に関わる地域のニーズ及び地域資源を把握し、「地域で暮らす方」と地域資源である「支援する人やサービス」をつなぎ、地域に不足する資源の開発、地域の支援者間のネットワークづくりを行う役割を担います。

成年後見制度

認知症高齢者等、判断能力が十分でない人が、一方的に自己に不利な契約を結ばれないよう、成年後見人等が本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。成年後見人等は、家庭裁判所が事情を考慮したうえで、ふさわしい人を選任します。

た 多職種研修会

医療・介護の関係者等、多岐に渡る職種の資質向上と連携するために開催する研修会です。

団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代で、終戦に伴う復員のため、婚姻、出生人口がこの時期に重なったと言われています。

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

要介護者等が、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を受けるサービスです。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

要介護者等で医療的なケアが必要な人が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話（支援）を受けるサービスです。

ち 地域ケア会議

高齢者相談支援センター又は市町村が主催し、医療・介護・福祉などの多職種が連携して、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

地域支援事業

被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。（地域包括支援センターの運営、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業等）

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）

介護保険法上の機関で、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として設置されています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をするサービスです。

地域密着型サービス

介護を必要とする人が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性・実情にきめ細かく対応した多用な介護サービスです。サービスを利用できるのは、原則としてその事業者を指定した保険者の介護保険被保険者のみです。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をするサービスです。

知多地域成年後見センター

知多 5 市 5 町から委託を受け、成年後見制度の利用促進のための活動を行う機関です。具体的な活動内容として、制度に関する相談・手続きのほか、地域住民に制度の理解を深めてもらうための研修会などを実施しています。

つ 通所介護（介護予防通所介護）

要介護者等が通所介護事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（支援）や機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

要介護者等が、介護老人保健施設や病院・診療所等において、医学的管理下で機能訓練等を日帰りで受けるリハビリテーションです。

と 同報無線

災害時等に、緊急情報を正確に、素早く、一斉に伝えるため、役場が整備等をしている無線です。町内 13 カ所に設置した屋外拡声器や戸別受信機、防災ラジオにより、音声・サイレンを使って情報伝達をしています。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス入居者に施設が提供する介護サービスです。

に 二次予防事業

総合事業開始前（平成 28 年度まで）、要介護状態等となる可能性の高い 65 歳以上を対象に実施した、心身状態の維持及び悪化防止を目的とした介護予防事業で、健康課が行う通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業が挙げられます。

日常生活圏域

市町村を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域をいいます。この圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込みます。

認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいいます。認知症という言葉自体は病名ではなく、特有の症状を示す状態を総称する言葉です。

認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。家族の会、自治体、社会福祉法人などによって運営されています。認知症の人やその家族等に対する支援を推進するとされています。

認知症ケアパス

認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したものです。

認知症サポーター養成講座

認知症の人と家族への応援者となる認知症サポーターを養成することを目的として開かれる講座。

認知症推進総合戦略（新オレンジプラン）

厚生労働省は、平成 37（2025）年には、認知症患者が約 700 万人（5 人に 1 人）まで増加すると推計しました。こうした背景のもと、2015 年 1 月に認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）を改め、公表しました。①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供③若年性認知症施策の強化④認知症の人の介護者への支援⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の促進⑦認知症の人やその家族の視点の重視の 7 つの柱が示されたものです。

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の要介護者等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を受けるサービスです。

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症の要介護者等が、通所介護事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を受けるサービスです。

は バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

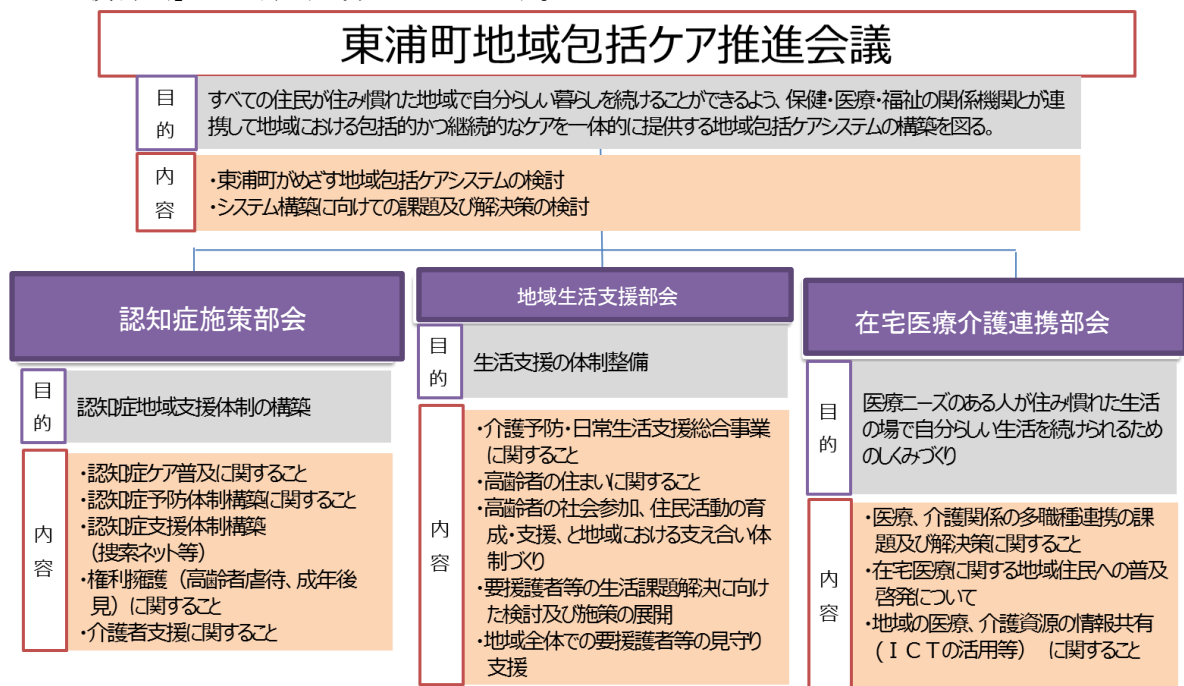
ひ ひとり暮らし高齢者

本町では、65 歳以上で現にひとり暮らしをしており（住民票ではなく実態で）、①同一敷地内に本人以外誰も住んでいない②隣、道路を挟んだ向かい及び斜め向かいに 2 親等以内の親族が住んでいないことを民生委員が確認した者と定義しています。また、高齢者世帯であっても、本人以外の世帯構成員が入院、施設入所し、概ね 6 か月を超えたときは、

①と②の条件を満たしていることを民生委員が確認できれば、ひとり暮らしとして登録しています。

ふ 部会

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する東浦町地域包括ケア推進会議を母体として、認知症地域支援体制を構築する「認知症施策部会」生活支援の体制を整備する「地域生活支援部会」医療ニーズのある人が住み慣れた場で自分らしい生活を続けられる仕組みづくりを目的とした「在宅医療介護連携部会」の3部会に分かれています。



福祉拠点コーディネーター

介護予防サービスの充実及び地域住民が気軽に立ち寄り多世代交流ができる場の創出を図るため、居場所等の福祉拠点を各地区に普及促進し、地域住民等地域の多様な主体の取組みに対する支援体制の充実・強化を図る者をいいます。

福祉実践教室

児童・生徒が点字・手話・車いす・要約筆記・盲導犬・視覚障がい者ガイドヘルプ等さまざまな器具や方法を体験することにより、障がい者・高齢者に対する正しい理解を深め、「福祉の心」を理解し、「生きる力」を育むことを目指し開催しています。

福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、障がい者用トイレ、スロープ等の配慮がされた避難所をいいます。

フレイル

加齢に伴い、筋力などのからだの機能や生理的な機能が低下し、心身ともに活力が低下した状態を言います。健康な状態と介護が必要な状態との「中間の状態」です。

ほ **訪問介護（介護予防訪問介護）**

日常生活を営むのに支障のある要介護者等のいる家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、家事（調理・買い物・掃除等）や介護（食事、排せつ、入浴の介助等）の世話（支援）をするサービスです。

訪問看護（介護予防訪問看護）

要介護者等に対し、主治医の管理下で、居宅において看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

要介護者等に対し、居宅において行われる理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションです。

保護措置

保護措置とは、本人が家族等の虐待又は無視を受けているとき、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がないとき、その他町長が認めるときに施設への入所措置を行うことをいいます。

み **民生委員**

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人をいいます。

よ **要介護状態**

身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて、要介護状態区分のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいいます。

要介護認定

介護保険制度のサービスを利用するためには、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。要介護（要支援）認定の申請をすると、市町村（保険者）の担当職員又は委託された介護支援専門員が訪問し、本人の心身の状況や置かれている環境などを調査します。その一方で、主治医にも意見書の作成を依頼し、それらの結果を基に認定審査会に審査判定を求め、市町村（保険者）が要介護度を認定します。引き続き認定を受ける場合は、認定期間が終了する前に更新の申請が必要です。認定期間は、原則として新規申請は6か月、更新申請は12か月ですが、更新申請については最大24か月まで延長される場合があります。

養護老人ホーム

環境的理由及び経済的な理由で在宅での生活が困難な65歳以上の方を入所させて養護することを目的とした施設のことです。特別養護老人ホームとは違い、入所は市町村による決定に基づき判定されます。

要支援状態

継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態をいいます。

資料編 Ⅲ 東浦町高齢者福祉推進協議会運営規則

東浦町高齢者福祉推進協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例(平成26年東浦町条例第2号)第2条の規定に基づき、東浦町高齢者福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療に関係する者
- (2) 民生委員
- (3) 高齢者福祉に関する事業に従事している者
- (4) 高齢者福祉に関係する者
- (5) 高齢者の社会参加活動に関する団体に属する者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 公募により選考された者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

資料編 IV 東浦町高齢者福祉推進協議会委員名簿

NO.	氏 名	代表者所属団体名等	規則第 2条第2 項(号)
1	山本 さゆり	医師会	1・6
2	安田 裕政	歯科医師会	1・6
3	近藤 静香	薬剤師会	1・6
4	久米 英行	民生委員協議会高齢者福祉部会部長	2
5	舟橋 弘芝	地域密着型事業所代表「とんと沙羅居」管理者	3
6	神谷 英一	東浦町社会福祉協議会会長	3
7	新美 あかり	東浦町居宅介護支援事業所連絡協議会会長	3
8	日高 啓治	社会福祉法人愛光園企画総務部長	3
9	山田 孝守	特別養護老人ホーム東和荘荘長	3
10	吉田 禎宏	特別養護老人ホームメドック東浦理事長	3
11	山崎 紀恵子	特定非営利活動法人絆代表理事	3
12	加藤 美年子	東浦町健康づくり同好会連絡協議会会長	4
13	孝森 幸子	ひがしうら食改会長	4
14	長坂 久補	東浦町シルバー人材センター会長	5
15	宮池 始	東浦町高齢者ふれあいサロン連絡会会長	5
16	水野 廣春	東浦町老人クラブ連合会会長	5
17	小野田 和生	愛知県知多福祉相談センター次長	7
18	川添 茂	公募委員	8

事務局

NO.	氏名	所属課名等
1	馬場 厚己	健康福祉部長
2	鈴木 貴雄	健康福祉部福祉課長
3	三浦 里美	健康福祉部福祉課長補佐兼高齢福祉係長
4	長井 みか	健康福祉部福祉課高齢福祉係主事
5	久米 英輔	健康福祉部福祉課高齢福祉係主事
6	内田 由紀子	健康福祉部健康課長
7	伊藤 大輔	健康福祉部健康課成人保健係長
8	福澤 敦	東浦町社会福祉協議会事務局長
9	山田 大介	東浦町社会福祉協議会地域福祉・介護事業係長
10	高見 靖雄	東浦町高齢者相談支援センター・コミュニティソーシャル ワーカー管理者

東浦町高齢者福祉計画

発 行 平成 30 年 3 月

編集発行 愛知県東浦町 福祉課

〒470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話 0562-83-3111 内線 124・127

FAX 0562-83-9756

E-mail fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp